

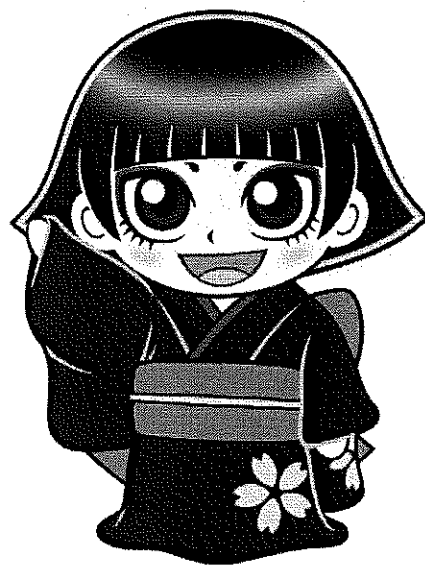
## 第3次

# 佐倉市青少年育成計画

(佐倉市子ども・若者育成支援推進計画)

平成29年度～31年度

(案)



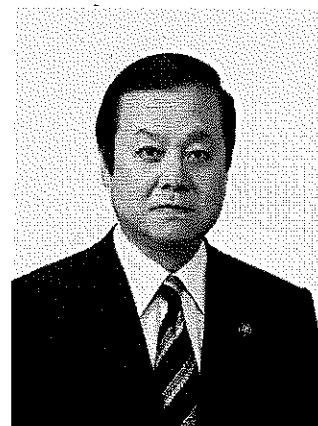
カムロちゃん

佐倉・城下町400年記念  
イメージキャラクター

平成29年4月

佐倉市

あいさつ



次世代を担う子ども・若者が心身ともに健やかに成長することは、多くの方々の願いであり、佐倉市政を預かる私の思いでもあります。

佐倉市では、平成24年度に第2次佐倉市青少年育成計画を策定して、青少年健全育成の取り組みを進めてまいりました。

しかし、スマートフォンの急速な普及に伴うネットトラブルの急増、子どもの貧困率の上昇など、近年の子ども・若者を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化、社会・経済情勢などの影響を受けて大きく変化しております。

こうした状況を踏まえ、全ての子ども・若者の健やかな育成と困難を有する子ども・若者やその家族の支援を社会全体で推進するため、「第3次佐倉市青少年育成計画」を策定いたしました。

今後も県や関係団体等と連携しながら、将来の佐倉市を担う子ども・若者の健やかな成長を支えるために取り組んでまいりますので、市民の皆様、関係機関の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、この計画を策定するにあたり、ご審議いただきました佐倉市青少年問題協議会の皆様、並びに貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心より御礼申し上げます。

平成29年4月

佐倉市長 巖 和雄

# 目次

はじめに .....	1
◎計画の位置づけ .....	2
◎計画の期間 .....	2
◎計画の対象 .....	2
◎第2次計画との比較 .....	3
<b>第1章 基本的な考え方 .....</b>	<b>4</b>
◎子ども・若者を取り巻く環境と課題 .....	5
◎3つの柱 .....	7
◎体系 .....	8
<b>第2章 今後の施策展開 .....</b>	<b>9</b>
<b>Iの柱 子ども・若者の健やかな育成</b>	
<b>基本目標1 自己形成支援、健康と安心の確保</b>	
基本方策① 日常生活力と学力・体力の向上 .....	10
基本方策② 子ども・若者の健康と安心の確保 .....	13
<b>基本目標2 社会形成・社会参画支援、就労支援</b>	
基本方策③ 社会形成への参画支援・社会参加の促進 .....	15
基本方策④ 若者の就労等支援 .....	16
<b>IIの柱 困難を抱える子ども・若者やその家族の支援</b>	
<b>基本目標3 困難な状況への支援</b>	
基本方策⑤ 困難な状況を有する子ども・若者やその家族への支援 .....	17
<b>基本目標4 非行防止・犯罪被害防止と保護</b>	
基本方策⑥ 非行・犯罪防止と立ち直り支援 .....	21
基本方策⑦ 子ども・若者の虐待被害防止・保護 .....	22
<b>IIIの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり</b>	
<b>基本目標5 地域社会の連携の強化</b>	
基本方策⑧ 家庭・学校・地域の連携 .....	23
基本方策⑨ 関係機関との連携強化と地域活動の担い手の育成 .....	25
<b>基本目標6 社会環境の見直しと整備</b>	
基本方策⑩ 子ども・若者を守る環境の整備と情報化社会への対応 .....	26

<b>第3章 参考資料</b> .....	28
1 子ども・若者を巡る人口動態 .....	29
(1) 合計特殊出生率	
(2) 30歳未満人口	
(3) 1世帯当たり人数	
2 子どもの学力・体力について .....	30
(1) 子どもの学力について	
(2) 子どもの体力について	
3 子どもの進路等について .....	31
(1) 中学卒業後の進路	
(2) 高等学校の中退率	
(3) 高等学校卒業後の進路	
4 様々な状況にある子ども・若者について .....	33
(1) 児童虐待等相談処理件数	
(2) 児童扶養手当受給世帯数	
(3) 外国人児童生徒数	
(4) 要保護及び準要保護児童生徒の状況	
(5) 生活保護を受給している子供の状況	
(6) 不登校児童生徒数	
(7) いじめの認知件数	
(8) ニートの推計	
(9) ひきこもりの推計	
5 少年非行について .....	37
6 子どもの安全について .....	39
7 雇用状況について .....	40
8 市民意識調査 .....	41
9 青少年の携帯電話・スマートフォンの所有率及び所有機種 .....	43
◎佐倉市青少年問題協議会委員 .....	44
◎佐倉市青少年育成本部員 .....	45
◎佐倉市青少年育成計画策定部会委員 .....	46

## はじめに

佐倉市では、青少年事業の体系化を図り、継続的な青少年事業を展開するため、平成19年2月に「第1次佐倉市青少年育成計画」を策定し、青少年を育み、青少年と共にまちづくりを行うことを推進してきました。

平成24年4月に策定された「第2次佐倉市青少年育成計画」では、子ども・若者施策の推進体制の枠組み整備や、困難を抱える子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的とし、平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村子ども・若者計画としても位置づけ、様々な施策を展開してきました。

しかしながら、スマートフォンの普及に伴うネットトラブルの急増、いじめ、児童虐待、危険ドラッグ、子どもの貧困など青少年を取り巻く環境は、なお厳しい状況にあります。そして、少子化や核家族化により、かつては大家族の中で世代を超えて受け継がれてきた家庭の果たす役割や意義を伝えることが困難になるとともに、地域における子ども・若者同士や地域住民との交流の場が減って、子ども・若者が様々な体験や活動を通じて規範意識やコミュニケーション能力を身に付ける機会も少なくなっております。

このような状況を踏まえ、国では、平成28年2月に「子ども・若者ビジョン」を見直し「子ども・若者育成支援推進大綱」を策定しました。また、千葉県においても、平成27年3月に「第2次千葉県青少年総合プラン」を策定しております。

これらのことから、「第3次佐倉市青少年育成計画」（以下、本計画という。）においては、現時点での社会情勢を踏まえ、国の「子ども・若者育成支援推進大綱」や、県の「第2次千葉県青少年総合プラン」を勘案し、今後3年間の佐倉市の青少年育成について、基本理念を示し、基本方針に基づく諸施策を推進することによって、青少年が生き生きと生活できる環境づくりを目指して計画を策定します。

## ◎計画の位置づけ

- ・「佐倉市第4次総合計画後期基本計画」とこれに基づく実施計画や「佐倉市教育ビジョン」「健康さくら21」等の個別計画との整合性を図りつつ、青少年の健全育成を推進します。
- ・本計画は、平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に規定する「市町村子ども・若者計画」と位置付けます。

**子ども・若者育成支援推進法 第9条**  
市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。

## ◎計画の期間

平成29年度から平成31年度までの3年間の計画とします。

## ◎計画の対象

本計画の対象は、乳幼児期から青年期（30歳未満）としますが、施策によってはポスト青年期（40歳未満）までとします。

なお、この計画は、「市町村子ども・若者育成支援計画」として位置付けることから、使用する用語については、国の「子ども・若者育成支援推進大綱」による注釈を準用することとします。

子ども …… 乳幼児期、学童期及び思春期の者  
若者 …… 思春期、青年期の者。  
          施策によっては40歳未満のポスト青年期の者も対象とする。  
青少年 …… 乳幼児期から青年期までの者  
乳幼児期 …… 義務教育年齢に達するまでの者  
学童期 …… 小学生の者  
思春期 …… 中学生からおおむね18歳までの者  
青年期 …… おおむね18歳からおおむね30歳までの者  
ポスト青年期 …… 青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

## 第2次佐倉市青少年育成計画との比較

### 第2次佐倉市青少年育成計画

#### ○策定の手法

子ども・若者が抱える個々の課題を統計や市民意識調査の結果を分析することで抽出して、それを基に「基本方針」「基本施策」を設定した後、「具体的取り組み」として関連する市の施策を実施計画の項目から関連するすべてを抽出しました。

### 第3次佐倉市青少年育成計画

#### ○策定の手法

2次計画の課題と問題を分析することで、子ども・若者の健全育成に必要な施策について抽出した後、それぞれの項目ごとに再度、課題や現状について検討し、その解決に必要とされる施策を示した後に、現在市が実施している主な施策について示しました。

#### ○上位計画との整合

平成27年度に県の「千葉県青少年総合プラン」、平成28年度に国の「子供・若者育成支援推進大綱」が見直し策定されました。

子ども若者育成支援法第9条第2項では「市町村子ども・若者計画」を作成するよう努めることを定められており、第3次佐倉市青少年育成計画も「市町村子ども・若者計画」として位置づけます。

このため、第3次計画では、国・県が策定した計画との整合性を重視して策定しました。

### 第3次計画で新たに加えられた主な施策

- 基本的な生活習慣の形成
- 子ども・若者のボランティア活動への参加促進
- 子ども・若者の社会参加の促進
- 子どもの貧困問題への支援
- 青少年育成活動の担い手となる人材の育成
- スマートフォン・インターネット等情報化社会への対応

# 第 1 章

## 基本的な考え方



## ◎子ども・若者を取り巻く環境と課題

### 【少子化・核家族化の進行】

佐倉市の30歳未満人口は、平成18年度末に54,002人でしたが、平成27年度末には45,657人となっており、この間で8,345人減少（△15.5%）しています。

また、佐倉市が平成26年度に行った推計によりますと、市の人口は、平成23年の178,199人をピークに減少に転じており、佐倉市第4次総合計画が終了となる平成32年には、174,909人になると予想されています。

これを年齢別人口割合推計でみると、14歳以下の年少人口の割合は、平成23年の12.4%から平成32年には11.2%に減少することが予想されている一方で、65歳以上の老年人口は、平成22年の22.1%から平成32年には31.6%と急速に増加していくことが予想されます。

さらに、佐倉市における合計特殊出生率(1)は、平成27年が1.26で国・千葉県の上昇率を上回る率で上昇しておりますが、依然少子化傾向が続くとともに、1世帯当たりの人数は減少を続けており核家族化が進行しています。

### 【家庭を巡る現状と課題】

少子化や核家族化が進行してきたことに伴い、かつては大家族の中で世代を超えて受け継がれてきた家庭の果たす役割や意義を伝えることが難しくなっており、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要であります。

平成25年「国民生活基礎調査」(厚生労働省)によると、子どもの貧困率(2)は、過去最悪の16.3%となり、6人に1人の子どもが貧困に陥っていることとなります。さらに、ひとり親家庭での貧困率は54.6%にもなり、特に経済的に困窮している実態がうかがえ、貧困の連鎖を断ち切ることが大きな課題です。

また、佐倉市が平成27年度に受けた児童虐待の相談は317件で、5年前に比べて約1.6倍となっており、年々増加傾向にあります。児童虐待は、子どもの心身の発達に重大な影響をあたえるため、社会全体で取り組むべき重大な課題です。

子ども・若者の置かれた家庭環境は様々であり、それぞれの状況に応じて適切に対応することが求められています。

#### 【地域社会を巡る現状と課題】

地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験や活動を通じて規範意識やコミュニケーション能力を身に付ける重要な役割を有しています。しかしながら、地域における子ども・若者同士や、子ども・若者と地域住民との交流の場が少なくなってきました。

また、少子化や価値観の多様化等により、子ども会やボーイスカウト・ガールスカウトなどの青少年育成団体への加入者は、減少傾向にあり、その活動内容の充実や啓発を進めるとともに、その担い手である地域のリーダーの育成を図っていくことが重要です。

#### 【情報化社会の進行を巡る現状と課題】

パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の発達は急速に進んでおり、内閣府が実施した「平成27年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」では、スマートフォンの所有率は小学生が23.7%、中学生が45.8%、高校生が93.6%と急増しており、情報収集や情報交換の手段としてだけでなく、子ども達の重要なコミュニケーションツールとなっています。

その一方で、子ども達が、違法・有害情報の拡散やコミュニティサイト(3)に起因する事犯の被害者や加害者となるケースが増加し、負の影響をもたらす両刃の剣ともなっています。

さらに、インターネット利用時間の増加による「ネット依存」の問題や、大人の目の届きにくいインターネット上での「ネットいじめ」の問題も深刻化するとともに、オンラインゲームに熱中するあまり、歩きスマホや深夜徘徊なども問題となっています。

このため、学校や関係機関と連携し、子ども達にインターネットの適切な利用方法とマナーを身に付けるよう啓発を進めるとともに、保護者に対しフィルタリング(4)の実施について周知することが必要です。

## ◎ 3つの柱

佐倉市の次代を担う、子ども・若者の健やかな成長を目指すため、本計画で推進していく「3つの柱」を次のように定めます。

### I 子ども・若者の健やかな育成

子ども・若者が健やかに成長するために、基本的な生活習慣の形成や、確かな学力・体力の向上への取り組みを推進し、子ども・若者の自己を確立するための支援を行います。

また、子ども・若者の社会参加の促進を図ります。

### II 困難を抱える子ども・若者やその家族の支援

困難を有する子ども・若者については、その生育環境において様々な問題に直面した経験を有している場合が多く、例えば、貧困・児童虐待・いじめ・不登校・ニート(5)等の問題が複雑に絡み合っているなど、複雑で多様な状況となっているため、関係機関の連携を図り、きめ細やかな支援を行います。

### III 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

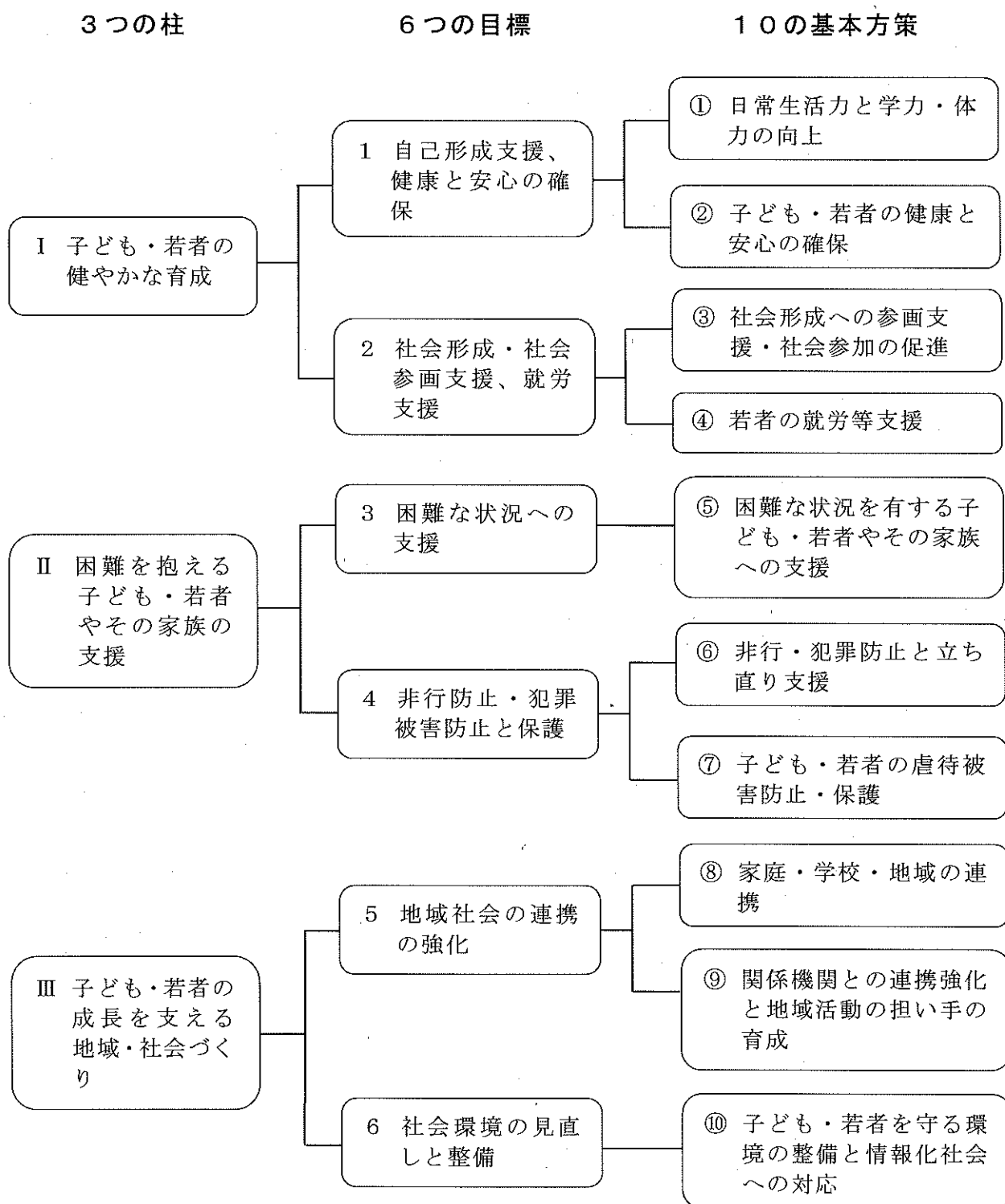
子ども・若者が、人との関わりを通じて健やかに成長し、自立した大人となるために、家庭・学校・地域等が相互に連携した体制づくりを進めます。

また、地域における様々な担い手の育成を図ります。

- (1) 合計特殊出生率：15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。2.07で現在の人口を維持できるものとされている。
- (2) 貧困率：世帯収入から国民一人ひとりの所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分に届かない人の割合。子どもの貧困率は、18歳未満でこの貧困線を下回る人の割合を指す。
- (3) コミュニティサイト：共通の関心や価値観、目的を持った利用者が集まって持続的に交流するインターネット上のサービス。
- (4) フィルタリング：「閲覧をできないようにする」「不要な情報を遮断する」などの何らかの意図を有し、一定条件に基づいて情報を分類/制限すること。
- (5) ニート：not in employment, education or trainingの頭文字をとった単語で、15歳から34歳までで、学校にも行かず、就職しようともせず、職業訓練も受けない若者のこと。

## ◎体系

本計画では、「3つの柱」を推進するための基本的な施策として「6つの目標」を定めるとともに、それらを具体的に実現するための施策の方向性として「10の基本方策」を定めます。



# 第2章

## 今後の施策展開

前章で掲げた10の基本方策を推進するために、これまでの取り組みと課題を踏まえた上で、以下のとおり施策展開を図っていきます。

## Iの柱 子ども・若者の健やかな育成

### 基本目標1 自己形成支援、健康と安心の確保

#### 基本方策① 日常生活力と学力・体力の向上

#### 【現状と課題】

##### ●道徳教育の推進

現代社会は、生活環境や生活様式の変化、コミュニケーション不足などにより家族や地域間のつながりが希薄になっています。また、社会全体のモラルや規範意識の低下も見られます。こうした中で、人間としての在り方を自覚し、人生をよりよく生きるために心の教育の充実を推進することは、欠くことのできないものであり、その充実が一層求められています。

佐倉市では、佐倉の先人を素材とした道徳副読本を作成するなど、地域性を活かして児童生徒の心を育てる取り組みを推進してきました。

今後、国において道徳の時間の教科化が決定されたことを踏まえ、学校における指導体制の充実などに引き続き取り組んでいくことが必要です。

##### ●確かな学力の向上

変化の激しい現代社会に対応するために生きる力の基礎を育むことが重要であり、子ども達に確かな学力を身に付けることが求められています。

そのため、将来にわたって学習し続ける意欲や態度を身に付けるとともに、家庭との連携を図りながら学習習慣の確立をさせることが大切です。

##### ●読書活動の推進

子ども達が本に親しみ、読書が習慣となることは、子ども達の情操を高め豊かな心を育みます。

そのため、子どもが本の楽しさを感じ、味わうことのできる機会を増やし、読書環境づくりを進めていくことが必要です。

## ●文化芸術活動の推進

子ども達が、本物の文化芸術に直接触れたり、創造活動に参加したりすることは、多くの感動体験を得て、感受性豊かな人間として成長するために重要です。

子ども達の興味や関心を高めるために、芸術文化に関する情報を発信し、直接体験する機会を提供する必要があります。

## ●体力向上の推進

健康や体力は生きる力の基本であり、子ども・若者に健やかな体を育むことが大切です。

子ども・若者の体力向上のために、運動の機会を提供し、運動習慣の育成をするための取り組みを推進する必要があります。

## ●人権や男女共同参画への意識づくり

佐倉市では、「佐倉市人権尊重のまちづくり指針」や「佐倉市男女平等参画基本計画」に基づいて各種人権施策を推進してきました。しかしながら、女性・子ども・高齢者・障害のある人などに対する人権問題は依然として存在します。

他人を思いやり、お互いの個性や人権を尊重し、子どもたちの豊かな人間性を培うための人権教育を推進していくことが必要です。

### 【主な施策】

- 様々な人の体験談、自ら行うボランティア活動や校外における体験活動などをおし、自分を見つめ直し、実践につながる道徳教育を推進します。

また、佐倉市の地域性を活かした道徳教材・副読本を活用し、授業実践の充実を目指します。

(指導課、教育センター)

- 小中学校の学習指導要領に基づく基礎的な学習の一部と、知識・技能を活用する力、及び学習意識等についての状況調査を実施し、結果の分析・活用の充実を図り、授業の改善と学力の向上を図ります。

(指導課、教育センター)

○佐倉市内の全ての小中学校において、佐倉市や自校の教育課題に関する研究、指導方法の改善の研究及び教職員の指導技術の向上を目指すための研究等を行います。

(指導課、教育センター)

○学校や家庭、図書館、ボランティアが連携し、乳幼児期から読書に親しむ機会の充実や子どもが自主的に読書に親しむことができる環境の整備及び子どもの読書活動の普及啓発を図ります。

(学務課、指導課、教育センター、社会教育課、図書館)

○佐倉市の芸術文化に関する情報誌「風媒花」の発行や市民音楽ホール主催のコンサート、市立美術館の収蔵作品展や企画展など芸術文化に関する情報や学習の機会の提供を図るとともに芸術文化活動団体を支援します。

(文化課、美術館、音楽ホール)

○青少年教育施設における宿泊を伴う自然体験や生活体験の提供や通学合宿事業の推進、公民館や美術館、児童センターでの体験事業の実施などを通じて、コミュニケーション能力の向上、自主性や協調性、自立心の育成を図ります。

(児童青少年課、子育て支援課、社会教育課、公民館、文化課)

○教員の指導力と資質の向上を図るため実技研修を行います。また、児童生徒の体力の向上と健康増進を図るため、佐倉市文化祭小中体育大会を企画運営し、体力優良の児童生徒には体力優良賞等を交付するとともに、競技大会等に参加する児童生徒に係る費用の一部を助成します。

(指導課)

○学校の校庭や体育館を開放し、市民のスポーツやレクリエーション等の活動の場を提供します。

(社会教育課)

○スポーツ大会やイベント等のスポーツに親しむ機会を提供するとともに、スポーツ推進委員活動によるスポーツの推進やスポーツ少年団の活動を支援します。また、トップアスリートを招きスポーツ教室を開催することで、子ども達の将来の目標や励みになるよう意欲の高揚を図ります。

(生涯スポーツ課)

○他人を思いやり、お互いを尊重しあうことの大切さを学校生活や講演会の開催を通じて伝えます。

(自治人権推進課、指導課)



○若者がデートDV(1)について考え、互いに尊重できる関係を築くことの大切さを啓発します。

(児童青少年課)

(1)デートDV：若い世代に起きている恋人間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

## Iの柱 子ども・若者の健やかな育成

### 基本目標1 自己形成支援、健康と安心の確保

### 基本方策② 子ども・若者の健康と安心の確保

#### 【現状と課題】

#### ●基本的な生活習慣の形成

子どもの心身の健康は、正しい生活習慣の下での充足した生活が基盤となります。国においても、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育て、生活リズムを向上させるため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進しており、子ども達が生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るため、また自己管理能力を身に付けるために規則正しい生活習慣の確立・定着を図ることが必要です。

さらに、学校給食等を通じて家庭・学校・地域が連携して食育の推進を図り、子どもたちの健康づくりを推進することが大切です。

#### ●飲酒・喫煙の防止

未成年者は、成人より酒・たばこによる健康への影響が大きいいため、これらの健康被害から守ることが重要であり、健康被害や受動喫煙等の啓発・教育が必要です。

#### ●心のケアのための相談体制の充実

子ども達が抱える様々な悩みや不安を受け止めるため、相談体制の充実が必要です。併せて、子ども達が気軽に相談できる体制を整えることが重要です。

## ●保健医療対策の充実

子どもの心身の健やかな成長のためには、日頃から健康管理に気を配り、病  
気や怪我をしたときには適切な医療を受けることが大切です。

子どもが体調を崩したときに、安心して受診できる医療体制を整備するこ  
とが重要です。

### 【主な施策】

○家庭・学校・地域が連携し、よりよい食生活を実践していけるように食育を推  
進します。

(健康増進課、農政課、指導課)

○未成年の飲酒・喫煙がもたらす健康被害の啓発や、受動喫煙等の防止に取り組  
みます。

(健康増進課、指導課)

○児童生徒や保護者に対して面接や電話による相談を行いながら、保護者や学校  
との連携を図り、指導助言を行います。

(指導課、教育センター)

○こころの健康相談や電話相談・訪問相談を実施します。また、こころの健康に  
関する正しい知識の啓発や相談窓口を紹介します。

(健康増進課)

○保険診療分の医療費等の助成を行い、保護者の経済的負担を軽減し、子どもの  
保健対策の向上を図ります。

(児童青少年課)

○夜間、休日等の小児の急病に対処するため、小児初期急病診療所の運営を行  
います。

(健康増進課)

## Iの柱 子ども・若者の健やかな育成

### 基本目標2 社会形成・社会参画支援、就労支援

#### 基本方策③ 社会形成への参画支援・社会参加の促進

##### 【現状と課題】

##### ●子ども・若者のボランティア活動への参加促進

ボランティア活動などの社会参画体験は、子ども・若者が社会で果たすべき役割を自覚し社会人としての基礎を身に付けるよい機会となります。

また、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックは、多くのボランティアに支えられて開催されます。子ども・若者のボランティア活動への参加や様々な国や地域の人達との交流は、佐倉市の未来へ向けた人材づくりのチャンスとなります。

これらの機会を活かして、子ども・若者のボランティア活動への参加を支援していく必要があります。

##### ●子ども・若者の社会参加の促進

子ども・若者が社会の一員として主体的に参画していくためには、社会で果たすべき役割と責任を自覚し、自ら課題を見つけ、解決のために積極的に行動できるようにすることが重要です。

そのために、青少年育成団体活動や国際交流事業、平和事業などの参加を通じて、子ども・若者が自己の在り方、生き方を見つめ直すとともに、社会の中で生きる力の育成を図り、積極的に意見を述べる機会や、政策決定過程に参画する機会を確保することが求められています。

##### 【主な施策】

- 子ども・若者の社会貢献活動への参加意識を高めるために、東京オリンピックやパラリンピックの開催や事前キャンプの実施も視野に入れながら、ボランティア活動の意義や役割についての理解促進を図り、積極的な活動への参加に資するよう、情報発信や活動体験の場と機会の提供を行います。

(広報課、自治人権推進課、生涯スポーツ課、社会福祉課、社会教育課)

- 青少年育成団体活動や成人式運営委員会・平和事業・国際交流事業等を通じて、子ども・若者の社会参加への意識を高めます。

(広報課、児童青少年課、指導課、文化課)

## Iの柱 子ども・若者の健やかな育成

### 基本目標2 社会形成・社会参画支援、就労支援

#### 基本方策④ 若者の就労支援

#### 【現状と課題】

##### ●若者の就労支援

若者が自立して社会で活躍するためには、就業し安定した経済基盤を築くことが必要です。

近年、就職率は改善されつつあるものの、新規学卒者の一括採用という雇用慣行の中、新規学卒時に正社員として就職できなかった若者の多くは、ニートやフリーター(2)として不安定な生活を送っており、その状態が長期化する傾向にあります。

このため、円滑な就労等支援を行い若者の雇用安定化に取り組むことが重要です。

#### 【主な施策】

- 「地域若者サポートステーション(3)」や「ハローワーク」、ちば若者キャリアセンター「ジョブカフェちば(4)」と連携し若者の就労支援を行います。

(児童青少年課、産業振興課)

(2)フリーター：15歳～34歳の若年(学生と主婦を除く)のうち、パート・アルバイト及び働く意思のある無職の人のことをいう

(3)地域若者サポートステーション：若者の職業的自立を支援する厚生労働省の認定した施設。地方自治体や地域の若者支援機関と連携した包括的支援の窓口として、無業の状態にある若者とその保護者に対し、専門的な相談、各種プログラム、職場体験、地域ネットワークを活用した支援など、多様な就労支援を提供している。

(4)ジョブカフェちば：県が設置している施設であり、15歳～39歳(登録は44歳まで)までの若者を対象とした就職支援センターで、就職に関する相談などの様々なサービスを提供している。

## Ⅱの柱 困難を抱える子ども・若者やその家族の支援

### 基本目標 3 困難な状況への支援

### 基本方策⑤ 困難な状況を有する子ども・若者やその家族への支援

#### 【現状と課題】

#### ●いじめ防止対策の推進

佐倉市教育委員会の集計によると、平成 27 年度佐倉市の小中学校におけるいじめ認知件数は、324 件で前年度より 106 件増加しています。

いじめへの対応については、未然防止や早期発見・早期対応の取組や、家庭・学校・地域・関係機関が連携して取り組むことに加え、相談体制を整備することが重要です。

佐倉市では、平成 25 年に国の制定した「いじめ防止対策推進法」、平成 26 年に県の制定した「千葉県いじめ防止対策推進条例」を受け、「佐倉市いじめ防止基本方針」を策定しました。また、各学校では「学校いじめ防止基本方針」を改定し、いじめの防止、早期発見と適切かつ迅速な対処のできるいじめ防止体制の整備を推進してきましたが、さらなる取り組みの充実を図ることが必要です。

#### ●ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者の支援

厚生労働科学研究による「ひきこもり(5)の評価・支援に関するガイドライン」による「ひきこもり」の出現率は世帯当たり 0.5%とされています。これを平成 28 年 3 月末における佐倉市の世帯数(75,451 世帯)に当てはめると、377 人のひきこもり者がいるものと推測されます。

また、内閣府が平成 22 年 2 月に実施した「若者の意識に関する調査」を平成 28 年 3 月末における佐倉市の同年齢者(15~39 歳)の数 44,871 人を基にして計算すると、「狭義のひきこもり」(6)は 273 人、「広義のひきこもり」(7)は 803 人と推測されます。

ニート・ひきこもり・不登校(8)などの困難を有する子ども・若者が抱える問題は、様々な要因が複雑に絡み合っていることが多いので、関係機関が連携して支援に当たる必要があります。

## ●障害のある子ども・若者への支援

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を身に付けるためには、障害による学習や生活上の困難を改善・克服するため、適切な指導や支援を行うことが必要です。

このため、相談窓口や特別支援教育の充実を進めることが重要です。

## ●外国人の子ども・若者への支援

佐倉市の外国人登録者は、平成28年3月末で2,477人おり、外国人の児童生徒も平成27年度で113人おります。

このため、外国人の子どもが就学や修学に支障をきたすことがないように、受け入れ態勢や支援の充実を図る必要があります。

## ●子どもの貧困問題への支援

平成25年「国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、子どもの貧困率は16.3%で、6人に1人の子どもが貧困に陥っており、特にひとり親家庭が経済的に困窮している実態がうかがえます。また、親の貧困が子どもを貧困に陥らせるといった、世代を超えた貧困の連鎖を断ち切ることが課題です。

佐倉市では、要保護及び準要保護児童生徒数や生活保護を受給している子どもの割合は、千葉県平均より低い率で推移しておりますが、経済的に困難な状況にある子どもとその家族への支援は重要であり、就学援助やひとり親家庭への医療費の助成、自立支援など様々な施策を実施してまいりました。

今後も、総合的に子どもの貧困政策を進めるとともに、貧困状況にある子どもや保護者に対して、医療費助成や教育費負担軽減などの経済的支援や学習の支援に関係機関が連携して取り組むことが必要です。

### 【主な施策】

○平成25年9月施行の「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。また、「佐倉市いじめ防止基本方針」及び、小中学校における「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止、早期発見と適切かつ迅速な対処のできるいじめ防止対策の整備を推進します。

(指導課)

○様々な悩みを抱えた子ども・若者やその家族が気軽に相談できるよう相談窓口の啓発に努めます。また、ニート個々の状況に応じた職業的自立支援を行うため、地域若者サポートステーション事業との連携を強化します。

(児童青少年課、教育センター)

○障害のある子ども・若者に対する相談体制の充実を図ります。また、障害者総合支援法と児童福祉法に基づく就学や就労に向けた支援を行います。

(障害福祉課、教育センター)

○障害を持つ児童生徒を支援するため、特別支援教育支援員を小中学校等へ派遣します。

(教育センター)

○外国人の子どもが、就学や修学に支障をきたすことがないように、日本語指導や適応指導を行います。また、国際交流基金と協力し日本語教室や相談事業等の支援を行います。

(広報課、指導課)

○遠距離通学者や特別支援学級通学者並びに要保護・準要保護者世帯に対して助成金を支給します。

(学務課)

○経済的な理由により高等学校での就学が困難な方に対し、授業料以外の学校教育費の一部について補助することにより、家庭の教育費負担を軽減します。

(教育総務課)

○一定の所得に満たないひとり親家庭に対し、医療費等の自己負担額の一部を助成します。また、ひとり親家庭自立支援員を雇用し、相談を実施することでひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。

(児童青少年課)

○生活に困窮している方の相談に応じ、自立支援を行います。

(社会福祉課)

○学習支援を必要としている子どもたちのサポートを行っている団体の活動を支援します。

(社会福祉課)

○ひきこもりサポーター派遣事業を実施し、ひきこもりを抱える家族や本人にきめ細やかな支援を行います。

(障害福祉課)

○子どもの貧困対策を推進するため、情報の共有を図るとともに連携して問題の解決を図ります。

(子育て支援課、児童青少年課、社会福祉課、教育総務課、学務課、指導課)

- 
- (5)ひきこもり：様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤務を含む就労、家庭外での就労)を回避し原則的に6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態をいう。
- (6)狭義のひきこもり：内閣府が平成22年に実施した「若者の意識に関する調査」に用いたひきこもりの定義。15歳以上39歳以下で「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが家からは出ない」「自室からほとんど出ない」に該当したものをいう。
- (7)広義のひきこもり：内閣府が平成22年に実施した「若者の意識に関する調査」に用いたひきこもりの定義。15歳以上39歳以下で「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」に該当したものを「準ひきこもり」とし、先の「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」合わせて「広義のひきこもり」とした。
- (8)不登校：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童・生徒が登校しない、あるいはしたくても出来ない状況。(ただし、病気や経済的理由による者を除く)



## Ⅱの柱 困難を抱える子ども・若者やその家族の支援

### 基本目標4 非行防止・犯罪被害防止と保護

### 基本方策⑥ 非行・犯罪防止と立ち直り支援

#### 【現状と課題】

#### ●少年による非行・犯罪の防止と立ち直り支援

平成27年版「ちばの少年非行」によると、千葉県全体における刑法犯少年(9)は、2,271人であり近年は減少傾向にありますが、このうち再犯者数は699人で再犯率は30.8%と依然高い状況にあります。また、不良行為により補導された少年は、35,611人で、深夜徘徊・喫煙が全体の8割を占めています。

少年非行の防止には、少年の問題行動を早期に発見して適切な支援をしていくことが重要であることから、家庭・学校・地域・関係機関が連携して非行・犯罪防止及び再発防止と立ち直り支援に取り組むことが必要です。

#### ●薬物乱用防止

薬事法の改正により、平成26年4月1日からは指定薬物の所持・使用・購入・他人からの譲り受けまでが厳しく罰せられることになり、危険ドラッグによる検挙者数は、減少傾向にあります。しかしながら、スマートフォンやインターネットの普及により入手方法が多様化しており予断を許さない状況です。

そこで、子ども・若者に対して薬物乱用防止の正しい知識を身に付け、誘われても断る強い意志を持つように一層の薬物乱用防止教育や啓発を行うことが重要です。

#### 【主な施策】

- 保護司会や更生保護女性会などの関係団体と連携して、犯罪の予防と罪を犯した人の更生活動や啓発活動を支援します。

(社会福祉課)

○薬物乱用や飲酒・喫煙による心身の悪影響や問題についての教育を行うとともに、チラシやポスター等による意識啓発を実施します。

(児童青少年課、健康増進課、指導課)

(9) 刑法犯少年：刑法犯で警察に検挙された14歳以上20歳未満の少年。交通事故による業務上過失致死傷罪、危険運転致死傷罪などは含まれない。

## Ⅱの柱 困難を抱える子ども・若者やその家族の支援

### 基本目標4 非行防止・犯罪被害防止と保護

### 基本方策⑦ 子ども・若者の虐待被害防止・保護

#### 【現状と課題】

#### ●児童虐待の防止

佐倉市における児童虐待を含めた家庭児童相談件数は、平成27年度715件で前年度より66件増加しており、年々増加傾向にあります。また、複雑多様化する社会を反映するかのようには、虐待の背景も様々な要因が絡み合う困難なケースが増えており、未然防止・早期発見・早期対応及び継続的な支援には、行政・地域・関係機関の連携が不可欠です。

#### ●相談体制の充実

子育ての悩みからのストレスが虐待などの要因になることがあります。そのため、保護者等が安心して相談できる窓口の充実が必要です。

#### 【主な施策】

○児童虐待の発生を予防するため、児童虐待に関する防止活動の啓発・周知、子育て支援者向けの子育て講座などを実施するとともに、複雑化する児童虐待問題に対応するため、関係機関との連携を強化し防止対策を推進します。

また、子どもの養育について支援が必要でありながら、自ら外に支援を求めることが困難な家庭に対し、家庭訪問などを通じて、育児指導、栄養指導、家事援助などを実施します。

(児童青少年課)

○子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、子どもと保護者を支援します。

(子育て支援課、健康増進課)

○すべての子どもが、心身ともに健やかに育てられるように、子どもや家庭の様々な問題に対し、電話や面接・訪問等により相談に応じて、対象者に合わせた支援を実施します。

(子育て支援課、児童青少年課、健康増進課)

### Ⅲの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

#### 基本目標5 地域社会の連携の強化

#### 基本方策⑧ 家庭・学校・地域の連携

#### 【現状と課題】

#### ●家庭教育力の向上

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たすものです。

しかしながら、近年の核家族化、少子化、地域のつながりの希薄化など、家庭や家族を取り巻く社会状況の変化の中で、家庭の教育力の低下が指摘されています。

これまでも、市では家庭の教育力向上のために様々な事業を実施して学習機会を提供してきたところですが、今後は全ての親が家庭教育について関心を持つように積極的な取り組みを進めていく必要があります。

このため、親の学習機会の充実や発達段階に応じた子育てなどについての情報提供を行うとともに、家庭教育が困難な状況にある家庭に対しての相談体制の充実を図ることが重要です。

## ●地域教育力の向上

少子化や核家族化、都市化、情報化等の経済社会の変化や人間関係の希薄化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、地域社会における「教育力」が低下していることが指摘されています。

このため、今後は家庭・学校・地域が相互に連携を深めつつ、社会全体で子どもを育てていくことが重要です。そのためには、異年齢の子どもや異世代の地域の人々とのかかわりの中で様々な体験の機会を提供し、子どもの自主性・創造性・社会性を涵養するとともに、触れる・体験するといった感覚を通して情操を養うなど、子どもを社会全体で育てる環境を整備することが求められています。

### 【主な施策】

○家庭で子どもに教育を行う上で必要な心構えや、留意点などを学習する講座を学校ごとに開設します。また、家庭の教育力向上のために、家庭教育に関する学習の機会を提供します。

(社会教育課)

○家庭の教育力向上のために、親子・家族・保護者を対象とした事業を実施します。また、子育て支援のための施設提供を行います。

(子育て支援課、公民館)

○就学時健診や中学校入学説明会等、全ての保護者が集まる機会を活用し、家庭教育に関する学習機会を設けます。また、将来の親となる子ども達に対し、家庭の役割について学習機会を設けます。

(指導課、社会教育課)

○保護者や地域住民のニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、家庭・学校・地域が一体となって、より良い教育の実現を目指して学校運営委員会制度を推進します。

(指導課)

○地域まちづくり協議会の事業を支援することにより、自治会等や学校、団体間の連携・交流を進めます。

(自治人権推進課)

○子ども・若者を核とした地域のつながりや家族の絆を強めるため、地域で活動する青少年育成団体を支援します。

(児童青少年課、公民館)

## Ⅲの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

### 基本目標5 地域社会の連携の強化

#### 基本方策⑨ 関係機関との連携強化と地域活動の担い手の育成

##### 【現状と課題】

##### ●関係機関の連携の強化

現在、子ども・若者育成支援活動を行っている団体には、青少年相談員などの制度ボランティアやボーイスカウト・ガールスカウト、子ども会など全国に組織があり各地域で活動している団体、PTAや自治会・青少年育成市民会議など地域や学校で活動している団体、市民活動団体など様々な団体があります。これらの団体は、社会情勢の変化・少子化・核家族化の影響もあり活動の弱体化が指摘されています。

これまでも、子ども・若者育成支援団体への支援を行ってまいりましたが、こうした団体の活動が、さらに十分な効果を上げるためには、団体間における横の連携を強化し、情報の共有化と協力体制を進めることが必要です。

##### ●青少年育成活動の担い手となる人材の育成

少子化や価値観の多様化等により、子ども会やボーイスカウト・ガールスカウトなどの青少年育成団体への子どもの加入者数は、減少傾向にあります。このため、各団体の活動内容を見直し、充実させる必要があります。

また、青少年育成団体の担い手であるリーダーたちが固定化し高齢化する一方で、後継者の不足が大きな問題となっています。

このため、地域の青少年育成活動を支える担い手の資質の向上を図るとともに、後継者の育成を行っていくことが必要です。

##### 【主な施策】

○市の関係所属や青少年育成団体、関係機関の委員からなる青少年問題協議会を開催し、子ども・若者に関する課題の解決を図ります。

(児童青少年課)

○家庭・学校・地域が連携を強固にして、子どもたちの健全育成を図るために学校評議員会議、教育ミニ集会を実施します。

(学務課)

○民生委員・児童委員との協力、連携関係を築き、地域の子ども・若者の実態について情報の共有化を促進します。

(社会福祉課、児童青少年課)

○子ども会やボーイスカウト・ガールスカウト等青少年育成団体の指導者に、国・県や各種団体が開催する研修等の参加を促し、青少年育成活動の担い手の育成を図ります。

(児童青少年課)

Ⅲの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

基本目標 6 社会環境の見直しと整備

基本方策⑩ 子ども・若者を守る環境の整備と情報化社会への対応

#### 【現状と課題】

#### ●スマートフォン・インターネット等情報化社会への対応

急速なスマートフォンの普及、新たな通信サービスの出現等、子ども・若者を取り巻く環境は変化し続けています。内閣府の実施した「平成27年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、スマートフォンの所有率は、小学生23.7%、中学生45.8%、高校生93.6%と急増しております。

これらは、情報収集や情報交換の手段としてだけでなく、子ども達の重要なコミュニケーションツールとなっている一方で、違法・有害情報の拡散やコミュニティサイトに起因して子ども達が被害者や加害者になる事件が増加しており両刃の剣ともなっています。

また、歩きスマホを初めとするマナーの問題やネット上でのいじめ、インターネットの長時間利用によるネット依存の問題も深刻化しています。

このため、子ども・若者にスマートフォン・インターネットの適切な利用や危険性、依存の怖さについて関係機関と連携して教育や啓発を進めることが必要です。

## ●地域の防犯力の向上

児童生徒の連れ去り事件・未遂が相次ぐなど、子ども達が犯罪被害者となる凶悪事件が全国で発生しています。

子ども達を事件・事故の被害から守るためには、市や警察の取組はもとより、保護者・学校・地域が一体となって取組を進めていく必要があります。

### 【主な施策】

○青少年育成団体が実施する、キャンプやスポーツ大会などの事業を通じ、体と心を使って実際に体験する楽しさを子どもたちに伝えるとともに、インターネットの適正利用や依存の怖さの周知を図るなど、青少年育成団体と連携して啓発を行います。

(児童青少年課)

○子ども・若者のスマートフォン・インターネットの適切な利用や危険性について、教育及び啓発活動を進めます。また、保護者に対してフィルタリングの利用普及を啓発します。

(児童青少年課、指導課)

○佐倉市・警察・地域が連携し連絡を密にすることにより、地域の自主防犯意識を高めるとともに、防犯パトロール等を実施します。

(児童青少年課、危機管理室、学務課)

○佐倉市・学校・警察が連携して、警察より提供された不審者情報や犯罪発生状況等を、ホームページ等を通じて、学校・保護者等に周知します。

(危機管理室、学務課)

○児童の登下校の安全を見守るスクールガードボランティアの活動を支援します。

(学務課)

○歩道の整備や幼稚園・小中学校における交通安全移動教室を実施し、子ども達の交通事故防止に努めます。

(道路維持課、指導課)

# 第 3 章

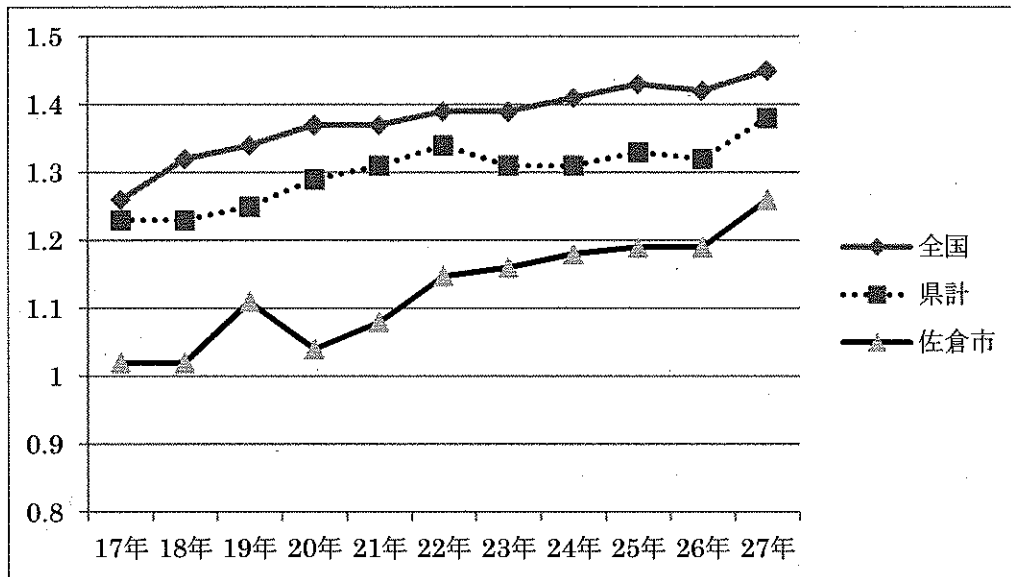
## 資 料 編



## 1 子ども・若者を巡る人口動態

### (1) 合計特殊出生率

佐倉市における合計特殊出生率は、平成27年は1.26という数値になっていますが、平成20年以降、国・県を上回る比率で上昇傾向に転じています。



(平成28年千葉県各種厚生統計調査)

年	平成17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
全国	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45
千葉県	1.22	1.23	1.25	1.29	1.31	1.34	1.31	1.31	1.33	1.32	1.38
佐倉市	0.97	1.02	1.11	1.04	1.08	1.15	1.16	1.18	1.19	1.19	1.26

### (2) 30歳未満人口

日本全体が人口減少社会に突入し、0歳から29歳までの青少年人口が減少しており、少子高齢化が進んでいます。

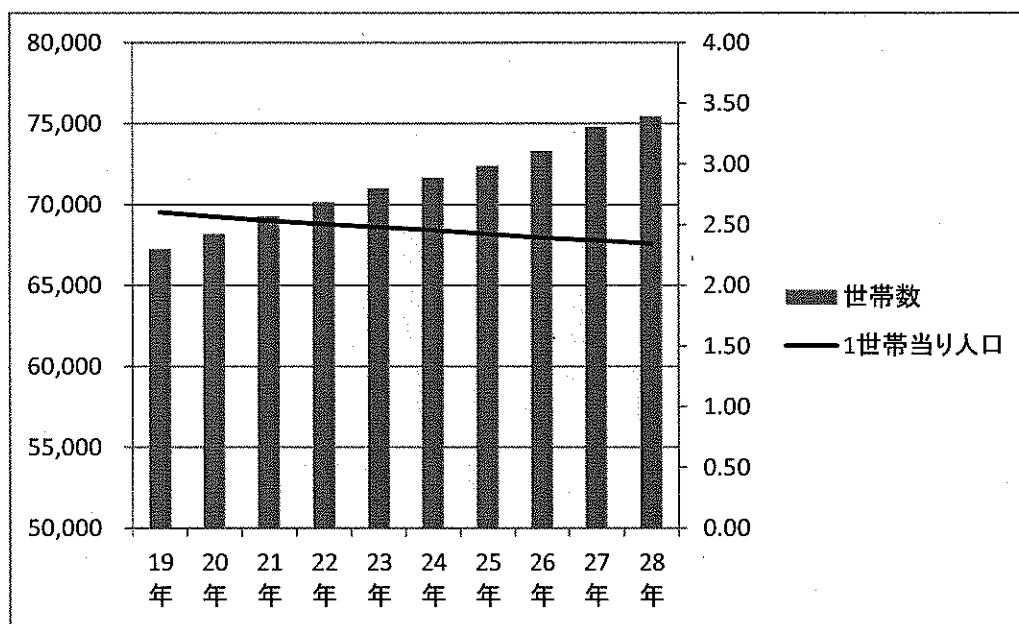
	佐倉市(人)			千葉県(千人)			全国(千人)		
	総人口	30歳未満	割合	総人口	30歳未満	割合	総人口	30歳未満	割合
平成20年	175,359	51,616	29.4%	6,122	1,835	30.0%	127,629	38,066	29.8%
平成21年	175,946	50,648	28.8%	6,139	1,815	29.6%	127,510	37,504	29.4%
平成22年	176,061	49,716	28.2%	6,216	1,785	28.7%	128,057	36,348	28.4%
平成23年	178,185	49,417	27.7%	6,214	1,762	28.4%	127,799	36,369	28.5%
平成24年	175,993	47,873	27.2%	6,195	1,732	28.0%	127,515	35,918	28.2%
平成25年	175,465	46,821	26.7%	6,192	1,714	27.7%	127,298	35,511	27.9%
平成26年	177,618	46,758	26.3%	6,197	1,701	27.4%	127,083	35,119	27.6%
平成27年	177,112	45,816	25.9%	6,223	1,684	27.1%	127,095	34,622	27.2%

各年10月1日の数値

(平成28年佐倉市) (人口推計 総務省統計局)

### (3) 1世帯当たり人数

佐倉市の世帯数と1世帯当たりの人数を見てみると、平成28年3月末では、世帯数が71,010世帯で、1世帯あたりの人数は、2.48人となっており核家族化が進んでいます。



(平成28年佐倉市)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総人口	176,072	175,690	175,575	177,411	176,976
世帯数	71,665	72,398	73,314	74,809	75,451
1世帯当たり人口	2.46	2.43	2.39	2.37	2.35
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総人口	175,126	175,134	175,601	175,914	176,169
世帯数	67,252	68,183	69,282	70,144	71,010
1世帯当たり人口	2.60	2.57	2.53	2.51	2.48

## 2 子どもの学力・体力について

### (1) 子どもの学力

平成27年度の全国学力・学習状況調査の結果を見ると、佐倉市の小学校は全てにおいて全国及び県の平均正答率を上回りました。中学校は、理科は全国及び県の平均正答率を下回りましたが、国語は上回り、数学は同程度でした。

小中の別	小学校					中学校				
	国語A	国語B	算数A	算数B	理科	国語A	国語B	数学A	数学B	理科
佐倉市	73.8	67.2	76.7	45.5	62.6	77.5	66.8	63.7	41.6	51.6
千葉県	71.5	64.5	74.7	45.1	61.9	76.0	65.7	63.4	41.6	52.0
全国	70.0	65.4	75.2	45.0	60.8	75.8	65.8	64.4	41.6	53.0

(平成27年度 全国学力・学習状況調査)

## (2) 子どもの体力について

平成27年度の新体力テストで、佐倉市の小学5年生と中学2年生の結果を見てみると、中学2年生女子がすべての種目で県の平均を上回っています。他にも多くの項目で県平均を上回っており子ども達の体力については概ね良好と言えます。

種目	市・県	小5		中2	
		男子	女子	男子	女子
握力(kg)	佐倉市	18.91	16.78	28.00	24.75
	千葉県	17.69	17.34	29.09	23.96
上体おこし(回)	佐倉市	23.86	22.80	30.20	27.40
	千葉県	21.97	20.92	28.91	25.31
長座体前屈(cm)	佐倉市	36.84	41.06	45.54	51.50
	千葉県	35.69	40.59	46.36	49.43
反復横とび(回)	佐倉市	46.97	44.58	54.38	48.53
	千葉県	45.15	43.26	53.41	47.88
20m シャトルラン(回)	佐倉市	57.52	45.04	91.84	69.50
	千葉県	58.12	47.71	88.28	62.73
50m走(秒)	佐倉市	8.90	9.10	7.62	8.30
	千葉県	9.07	9.28	7.80	8.60
立ち幅跳び(cm)	佐倉市	163.52	154.34	205.00	181.88
	千葉県	158.89	153.71	198.71	172.70
ソフトボール 投げ(m)	佐倉市	22.97	15.80	20.02	13.34
	千葉県	23.41	14.84	20.90	13.12

(平成27年度 新体力テスト)

## 3 子どもの進路等について

### (1) 中学卒業後の進路

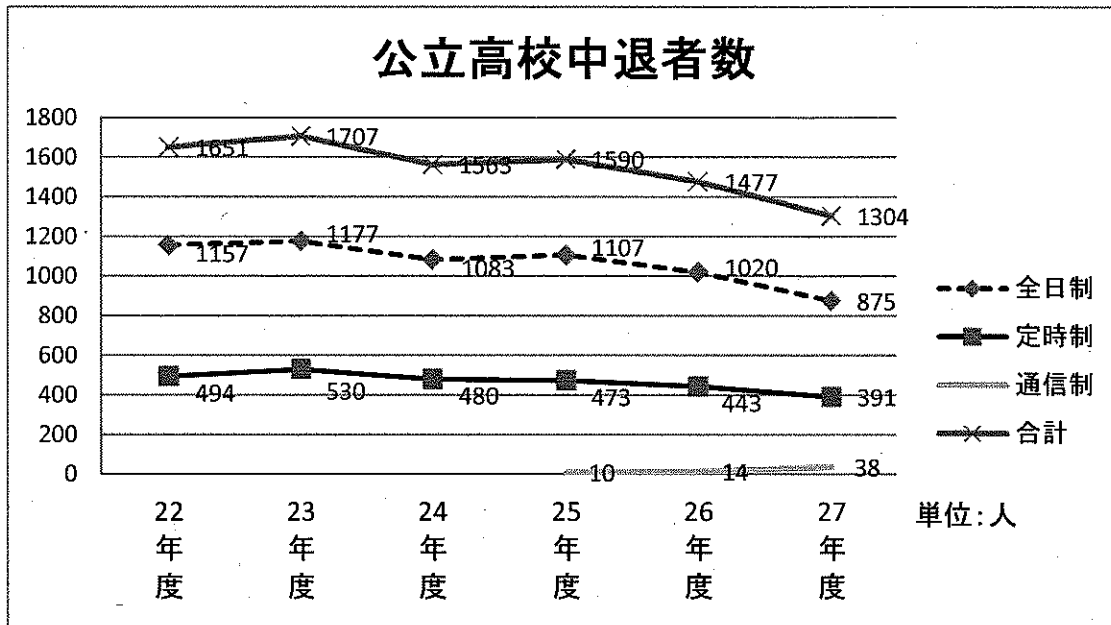
佐倉市の平成28年3月卒業者における公立中学卒業後の進路としては、高等学校に進学する者が98.3%を占めています。

卒業者総数	進学者	専修各種学 校進学者	就職者	その他	進学率	その他の 割合(%)
1,432人	1,407人	6人	5人	14人	98.7%	1.0%

(平成28年度佐倉市教育委員会)

### (2) 高等学校の中退率

千葉県教育委員会による「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、平成27年度の公立高等学校における中退率は1.24%となっています。公立高等学校の中退率は概ね1.5%前後で推移し、減少傾向にあります。

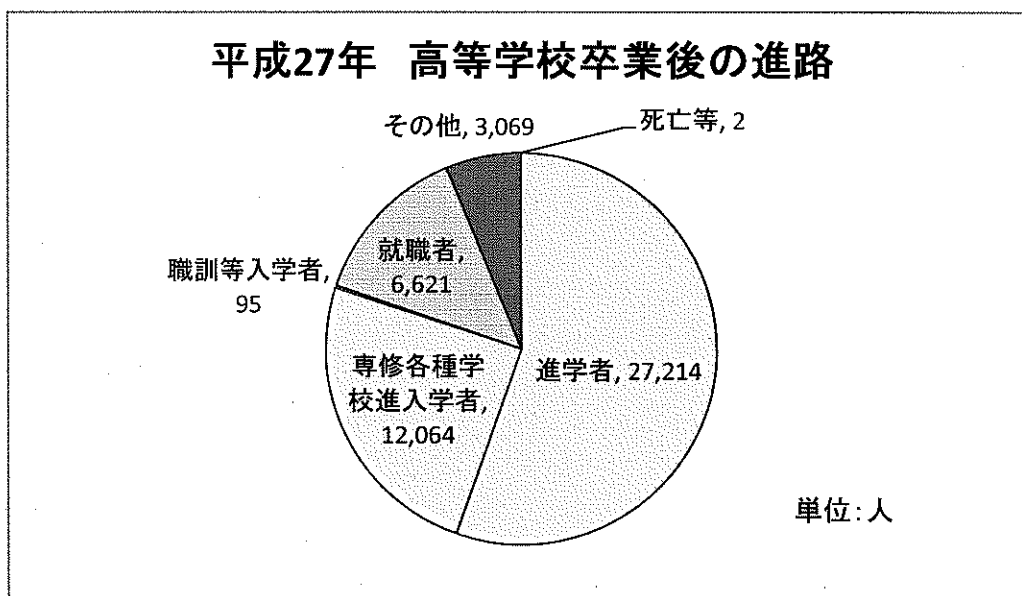


(千葉県平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

年度	中退率	全日制	定時制	通信制	合計	増減
平成22年度	1.62%	1,157人	494人		1,651人	△94人
平成23年度	1.66%	1,177人	530人		1,707人	56人
平成24年度	1.49%	1,083人	480人		1,563人	△144人
平成25年度	1.51%	1,107人	473人	10人	1,590人	27人
平成26年度	1.40%	1,020人	443人	14人	1,477人	△113人
平成27年度	1.24%	875人	391人	38人	1,304人	△173人

### (3) 高等学校卒業後の進路

平成27年3月卒業生における千葉県の高校卒業後の大学進学率は55.5%、就職率は13.5%となっています。卒業生総数に占めるその他の割合は6.3%となっています。

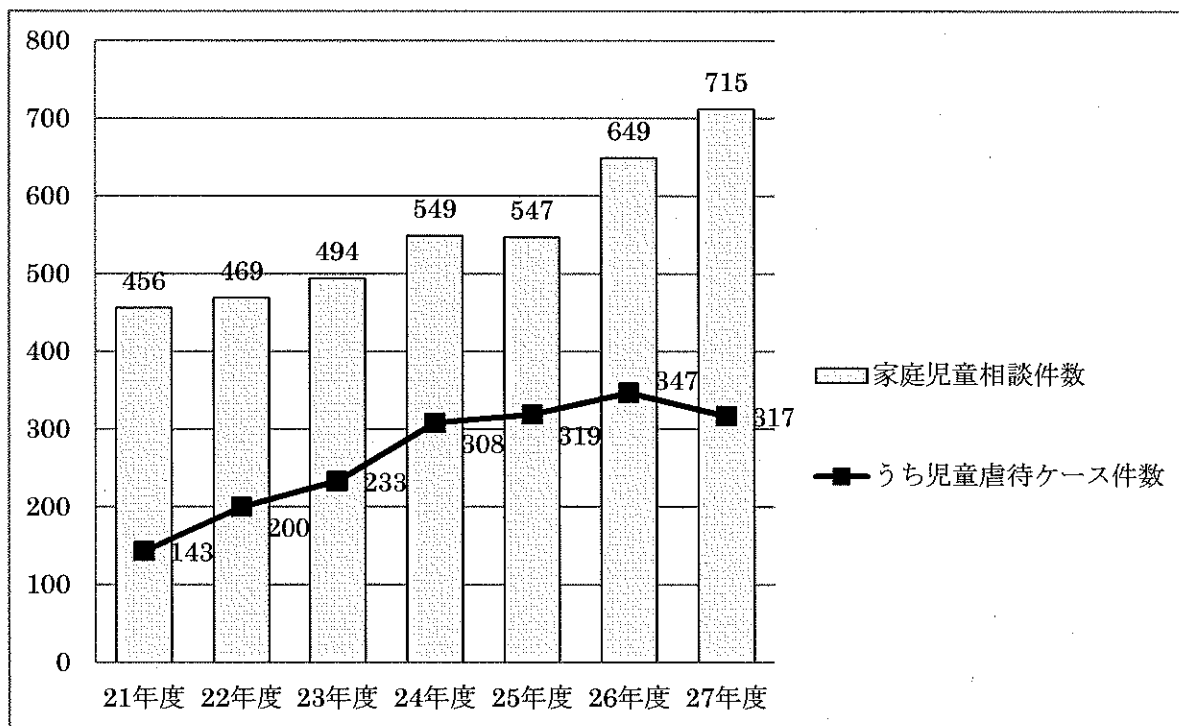


(千葉県 平成27年度進路状況調査)

## 4 様々な状況にある子ども・若者について

### (1) 児童虐待等相談処理件数など

佐倉市における児童虐待を含めた家庭児童相談件数は、平成27年度715件で前年度より66件増加しています。その要因としては、DVで児童がいる家庭を警察が把握した場合、心理的虐待として児童相談所への通告が徹底され、児童相談所から市へ住民基本情報等の調査依頼が増加したためと思われます。



(平成28年度佐倉市児童青少年課)

年度	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
継続ケース	180件	224件	232件	157件	217件	199件	306件
新規ケース	276件	245件	262件	392件	330件	450件	409件
計	456件	469件	494件	549件	547件	649件	715件
うち虐待ケース	143件	200件	233件	308件	319件	347件	317件

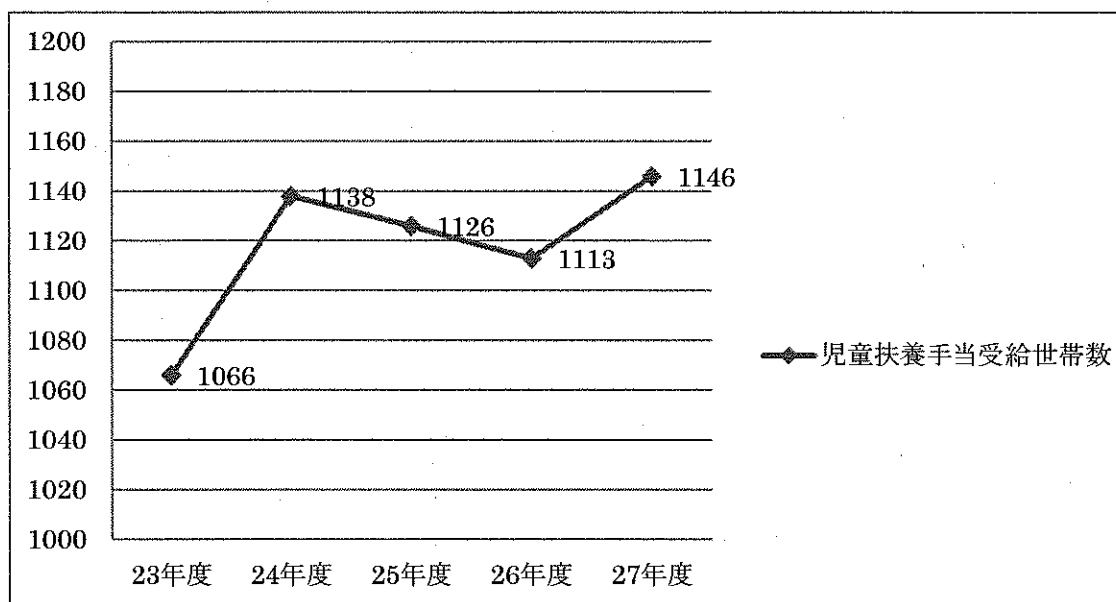
#### 【年度別児童虐待等新規相談対応件数】

年度	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
平成21年度	35件	29件	24件	0件	88件
平成22年度	43件	18件	49件	2件	112件
平成23年度	38件	35件	49件	1件	123件
平成24年度	51件	59件	126件	1件	237件
平成25年度	49件	53件	88件	2件	192件
平成26年度	49件	50件	131件	5件	235件
平成27年度	57件	23件	96件	0件	176件

※ネグレクト……保護の怠慢、拒否

## (2) 児童扶養手当受給世帯数

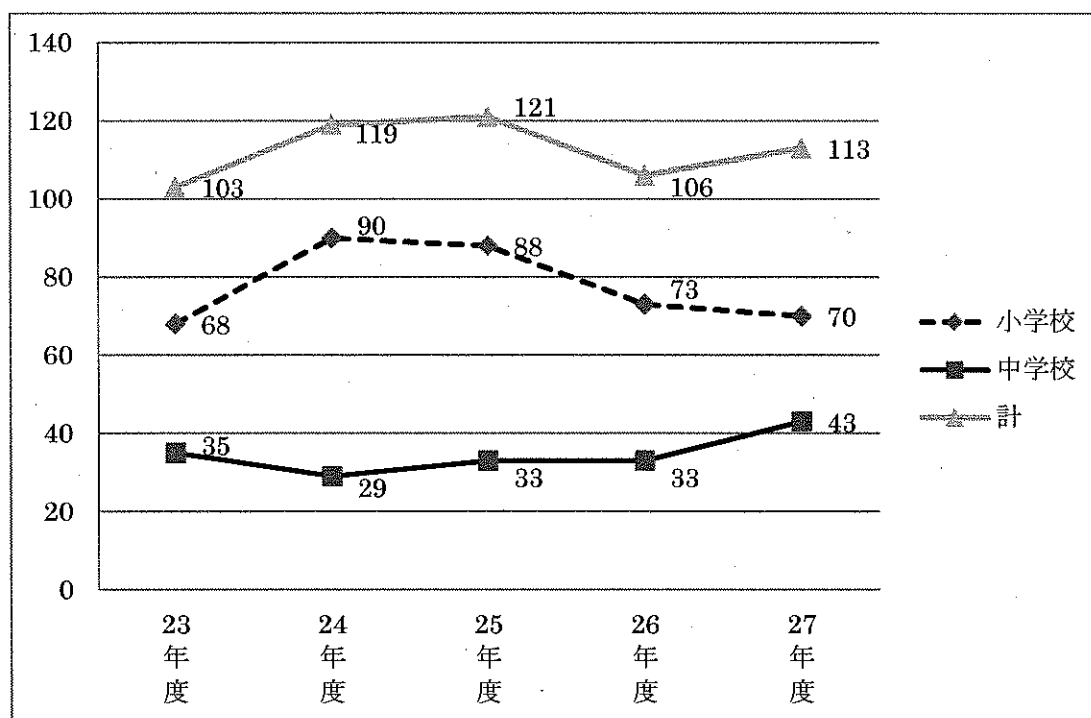
父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために支給される児童扶養手当の受給世帯の推移は増加傾向にあり、平成27年度佐倉市では1,146世帯が児童扶養手当を受給しています。



(平成28年度佐倉市児童青少年課)

## (3) 外国人児童生徒数

外国人児童生徒は、ここ数年は同じレベルで推移しています。佐倉市教育委員会では、帰国子女や外国人児童生徒が学校生活に適應できるようにするため、学校に月4回程度、外国語を話せる日本語適應指導員を派遣しています。



(平成28年度佐倉市教育委員会)

## (4) 要保護及び準要保護児童生徒の状況

佐倉市の要保護及び準要保護児童生徒は、平成27年度で1,013人（全児童生徒の7.8%）となっています。県の数値よりは低い状況ですが、増加傾向にあります。

			要保護及び準要保護 児童生徒数(A)	児童生徒数(B)	就学援助率 (A)÷(B)
平成24年度	佐倉市	小学校	564	8,822	6.40%
		中学校	315	4,306	7.30%
		計	879	13,128	6.70%
	千葉県	小学校	25,520	325,557	7.80%
		中学校	15,697	154,563	10.20%
		計	41,217	480,120	8.60%
平成25年度	佐倉市	小学校	579	8,755	6.60%
		中学校	354	4,286	8.30%
		計	933	13,041	7.20%
	千葉県	小学校	25,382	322,121	7.90%
		中学校	15,974	155,022	10.30%
		計	41,356	477,143	8.70%
平成26年度	佐倉市	小学校	587	8,762	6.70%
		中学校	362	4,305	8.40%
		計	949	13,067	7.30%
	千葉県	小学校	25,282	319,190	7.90%
		中学校	16,092	154,662	10.40%
		計	41,374	473,852	8.70%
平成27年度	佐倉市	小学校	632	8,702	7.30%
		中学校	381	4,284	8.90%
		計	1,013	12,986	7.80%

各年度5月1日の数値

(平成27年千葉県子どもの貧困対策推進計画、平成28年度佐倉市教育委員会)

## (5) 生活保護を受給している子どもの状況

佐倉市の生活保護を受給している者で、17歳以下の子どもは、平成27年度に157人で受給率は0.61%となっています。県の数値より低い水準で、ここ数年ほぼ横ばいに推移しています。

	平成24年度		25年度		26年度		27年度
	千葉県	佐倉市	千葉県	佐倉市	千葉県	佐倉市	佐倉市
人口	6,258,078	175,690	6,240,461	175,575	6,244,455	177,411	176,976
17歳以下人口	993,365	26,138	981,980	25,953	975,402	25,991	25,754
被保護者実人数	75,204	1,209	78,704	1,186	80,666	1,175	1,229
保護率	1.20%	0.69%	1.26%	0.68%	1.29%	0.66%	0.69%
被保護者子どもの人数	9,662	187	9,621	171	9,445	158	157
17歳以下の保護受給割合	0.97%	0.72%	0.98%	0.66%	0.97%	0.61%	0.61%

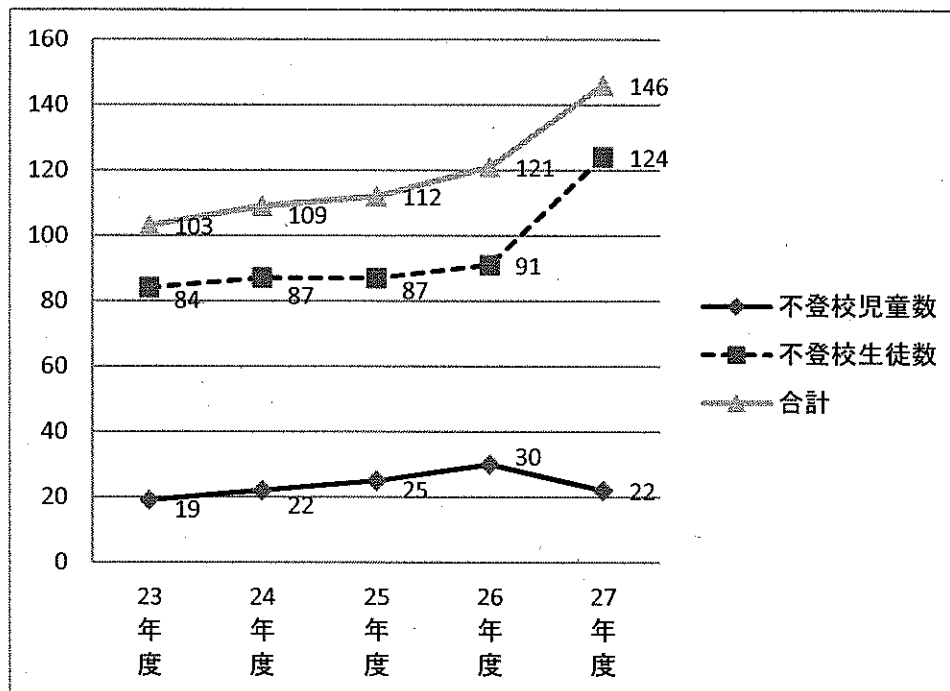
(平成27年千葉県子どもの貧困対策推進計画 佐倉市社会福祉課)

※人口は各年4月1日現在

※被保護者実人数は各年7月31日現在（保護停止中の者を除く）

## (6) 不登校児童生徒数

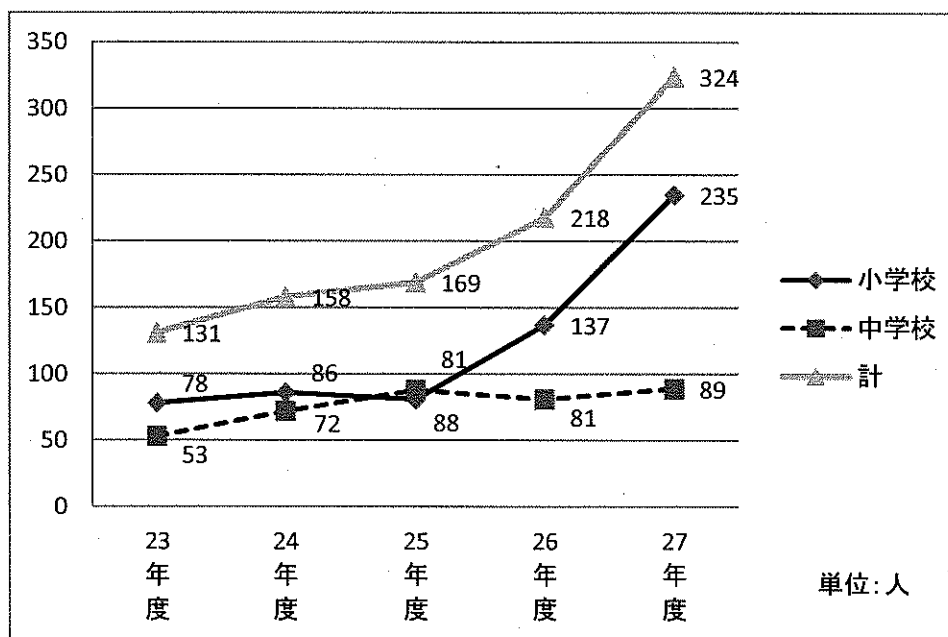
平成27年度の佐倉市の児童生徒数に対する不登校の児童生徒の割合は、小学生で0.34%、中学生で2.89%でした。全国的に不登校の割合は、小中学校ともに、ここ数年増加傾向になっております。



(平成28年度佐倉市教育委員会)

## (7) いじめの認知件数

平成27年度の佐倉市におけるいじめの認知件数は前年度より106件増加しました。これは、平成25年度の「いじめ防止対策推進法」施行以降、全国的にいじめ問題への意識が高まってきたことが、増加傾向にある要因と考えられます。



(平成28年度佐倉市教育委員会)



## (8) ニートの推計

佐倉市におけるニートについて国勢調査をもとに推計すると、平成22年調査における15歳から34歳までの年齢層で、402人とみられますが、この数値には、病気療養中の方、障害のため就労が困難な方、自宅学習をしている浪人生などが含まれています。

【参考値】国勢調査をもとにした佐倉市のデータ

	平成12年度	17年度	22年度
非労働力人口のうち その他(家事・通学以外)	1,296人	561人	402人

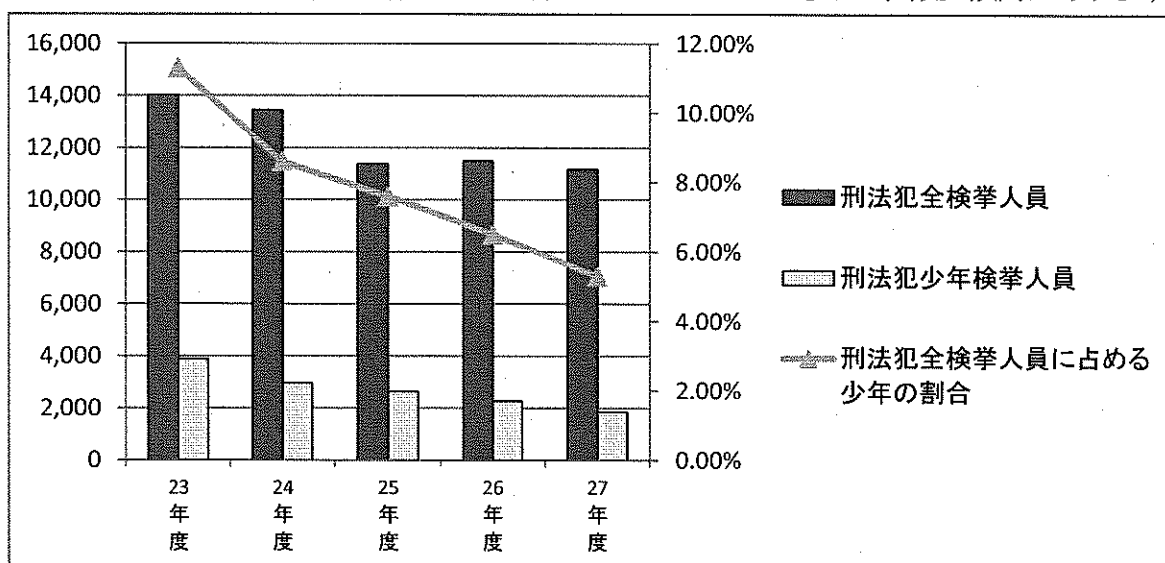
## (9) ひきこもりの推計

厚生労働科学研究による「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」による信頼性の高いひきこもりの出現率は世帯当たり0.5%とされています。これを平成28年3月末における佐倉市の世帯数(75,451世帯)に当てはめると、377人のひきこもり者がいるものと推測されます。

また、内閣府が平成22年2月に実施した「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する調査)」では、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」に該当した者を「狭義のひきこもり」と定義し、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」に該当した者を「準ひきこもり」と定義して推計し、15歳以上39歳以下での「狭義のひきこもり」の割合を0.61%とし、「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」を合わせた「広義のひきこもり」の割合を1.79%としています。これを平成28年3月末における佐倉市の同年齢者(15~39歳)の数44,871人をもとにして計算すると、「狭義のひきこもり」は273人、「広義のひきこもり」は803人と推測されます。

## 5 少年非行について

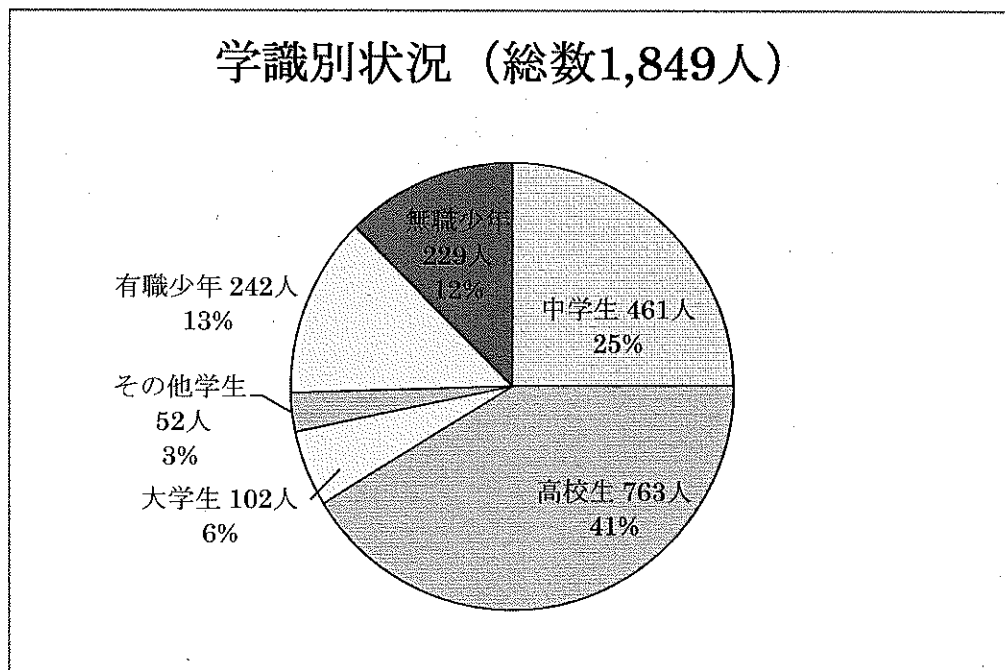
平成28年版「ちばの少年非行」によると、千葉県全体における刑法犯少年は減少傾向にあり、その8割は万引きや自転車泥棒という初発型非行で占められています。学識別では高校生(41.3%)、次いで中学生(24.9%)となっており、年齢別では14歳から16歳が約6割強を占めています。また、薬物乱用少年は、8人で、平成26年4月から「医薬品医療機器法」により、指定薬物の所持・使用・購入・譲り受けが禁止されたことにともない、減少傾向にあります。



(平成27年「ちばの少年非行」)

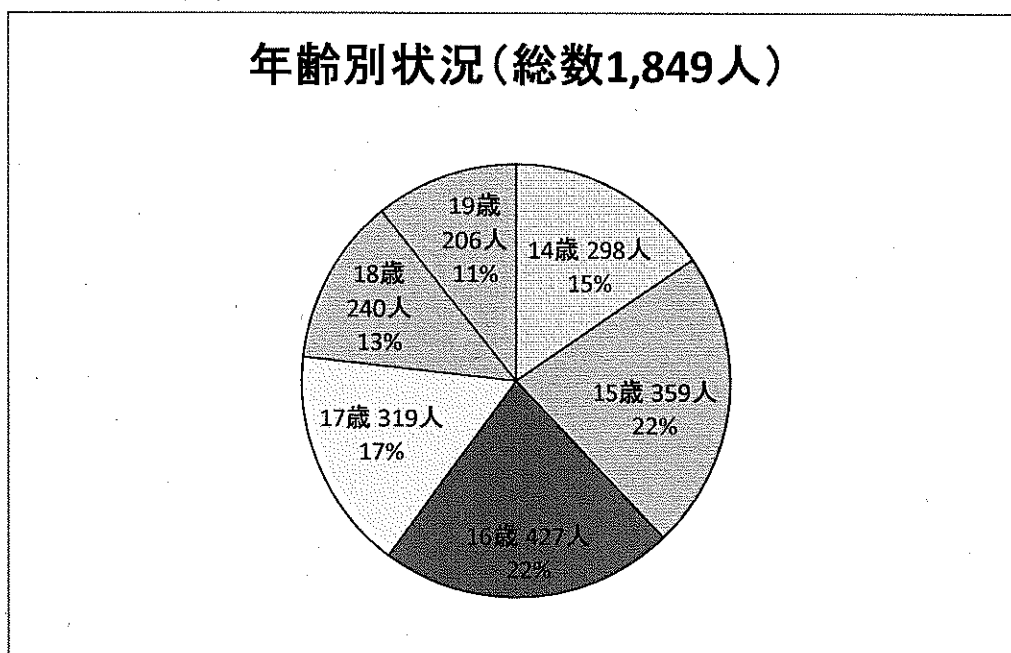
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
刑法犯全検挙人員	14,028	13,446	11,375	11,448	11,164
刑法犯少年検挙人員	3,870	2,965	2,627	2,271	1,849
刑法犯全検挙人員に 占める少年の割合	11.3%	8.6%	7.6%	6.5%	5.3%

### 学識別状況 (H27 総数1,849人)



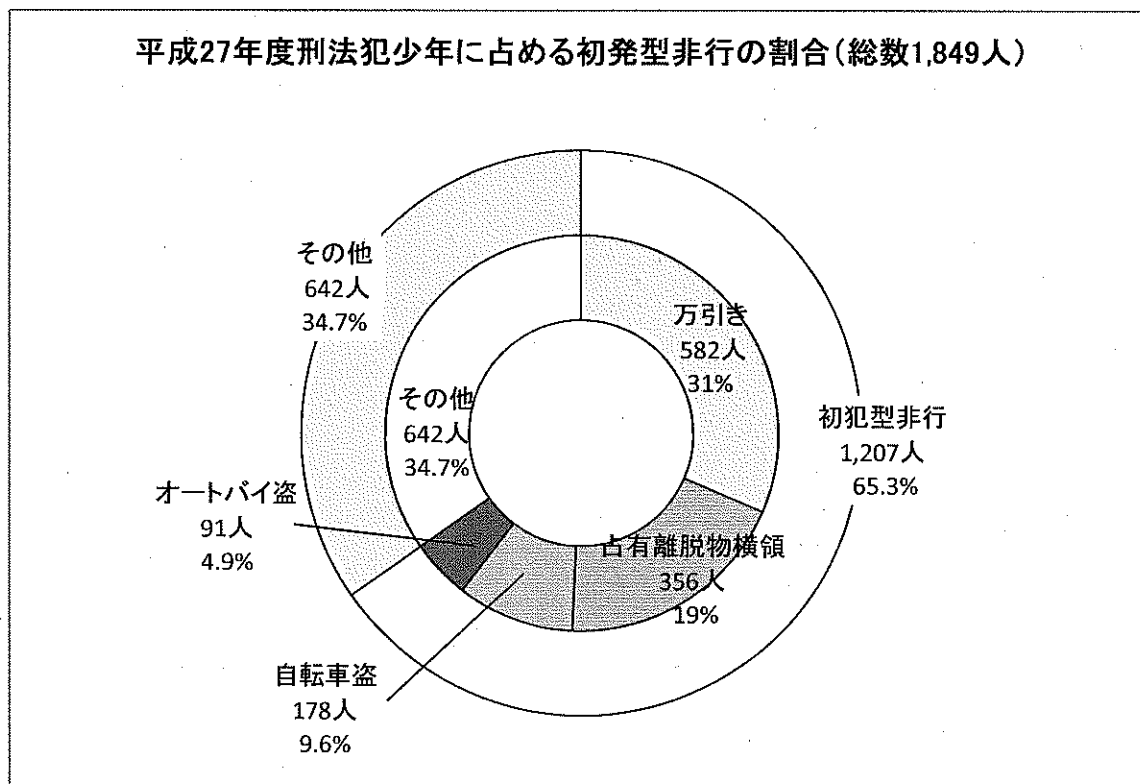
(平成28年ちばの少年非行)

### 年齢別状況 (H27 総数1,849人)



(平成28年ちばの少年非行)

## 初発型非行の割合と内訳



(平成28年ちばの少年非行)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
万引き	1,454	1,011	913	727	582
占有離脱物横領	994	708	495	502	356
自転車盗	383	312	256	248	178
オートバイ盗	148	120	135	87	91
計	2,979	2,151	1,799	1,564	1,207
刑法犯少年検挙数に占める割合	77.0%	72.5%	68.5%	68.9%	65.3%

## 6 子どもの安全について

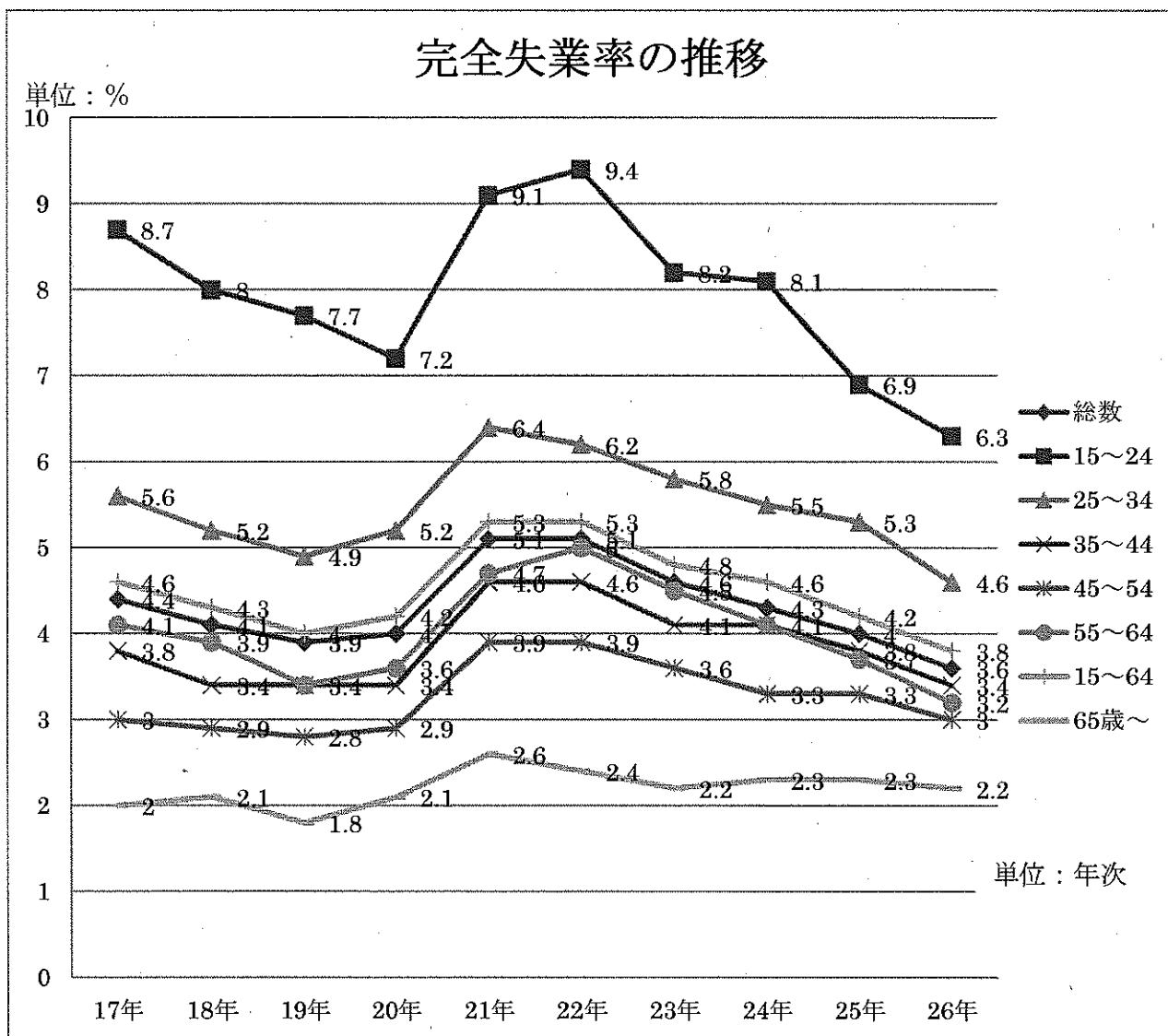
佐倉市教育委員会では、子どもの安全や安心に役立てるため、市内等で起きた子どもに関する事件や事故の情報を「アイアイ(安全・安心)情報」として、いち早く各小中学校や、市のホームページに掲載して情報発信をしています。内容を見ると、呼びとめや、公然わいせつ行為が多い傾向にあります。

年度	呼びとめ	公然わいせつ	抱きつき 身体接触	追いかけ つきまとい	不審 電話	写真 撮影	その他	合計
平成23年度	4	11	5	8	0	5	10	43件
平成24年度	4	8	7	8	0	8	9	44件
平成25年度	3	7	3	3	0	0	4	20件
平成26年度	3	2	2	2	0	0	0	9件
平成27年度	8	2	3	4	0	1	1	19件

(平成28年度佐倉市教育委員会)

## 7 雇用状況について

若年層における完全失業率は、中高年層、高齢者層と比べると高い傾向にあります。平成21・22年に9.0%を超え雇用状況が急速に悪化しましたが、平成23年以降、回復に転じています。

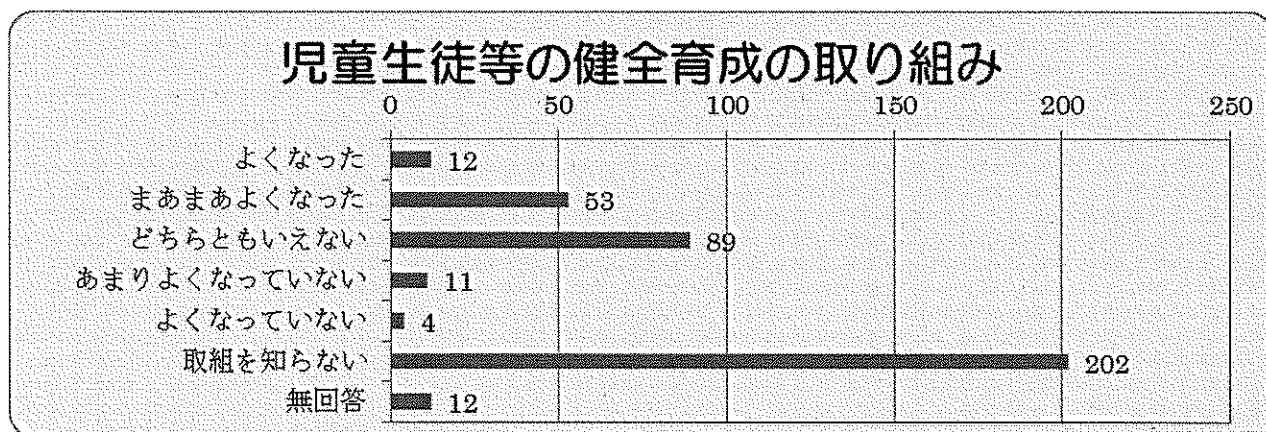


「労働力調査結果」(総務省統計局)

年次	総数	15~24	25~34	35~44	45~54	55~64	15~64	65歳~
平成17年	4.4	8.7	5.6	3.8	3.0	4.1	4.6	2.0
平成18年	4.1	8.0	5.2	3.4	2.9	3.9	4.3	2.1
平成19年	3.9	7.7	4.9	3.4	2.8	3.4	4.0	1.8
平成20年	4.0	7.2	5.2	3.4	2.9	3.6	4.2	2.1
平成21年	5.1	9.1	6.4	4.6	3.9	4.7	5.3	2.6
平成22年	5.1	9.4	6.2	4.6	3.9	5.0	5.3	2.4
平成23年	4.6	8.2	5.8	4.1	3.6	4.5	4.8	2.2
平成24年	4.3	8.1	5.5	4.1	3.3	4.1	4.6	2.3
平成25年	4.0	6.9	5.3	3.8	3.3	3.7	4.2	2.3
平成26年	3.6	6.3	4.6	3.4	3.0	3.2	3.8	2.2

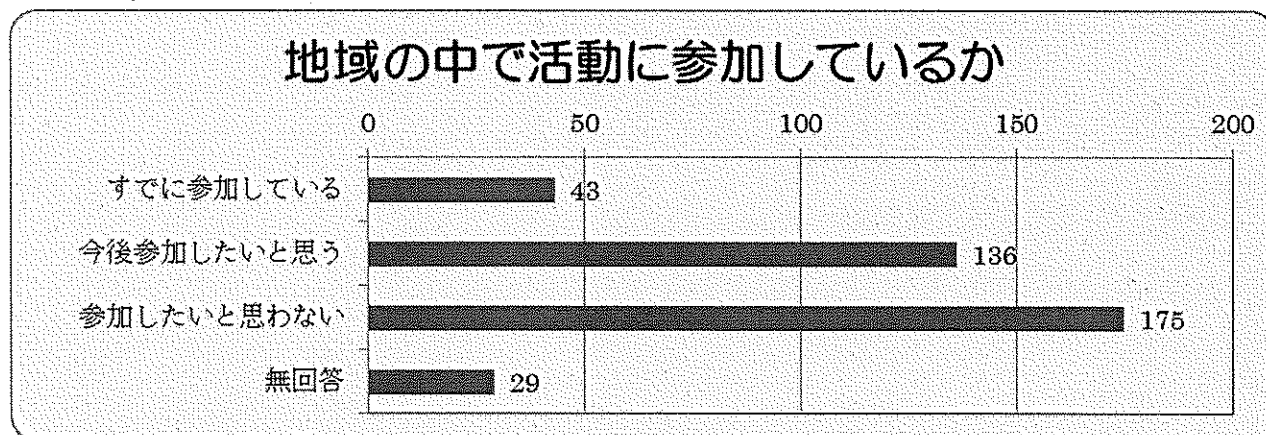
## 8 市民意識調査

平成27年5月から6月にかけて、市内に在住する18歳以上の市民1,000人を対象に実施した市民意識調査では、「児童生徒等の健全育成の取り組み」について、「よくなった」「まあまあよくなった」が合わせて(16.9%)、「どちらともいえない」(23.2%)、「あまりよくなっていない」「よくなっていない」が合わせて(3.9%)で、「取り組みを知らない」が52.7%でした。相対的にともよくなっている傾向にあると認識している市民が多いものの「取り組みを知らない」の割合が多いことが分かります。



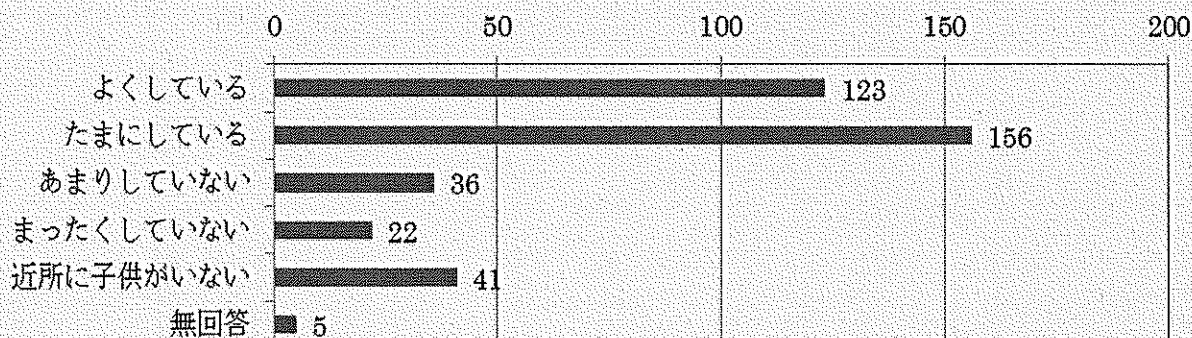
No.	内容	回答数	構成比
(1)	よくなった	12	3.1%
(2)	まあまあよくなった	53	13.8%
(3)	どちらともいえない	89	23.2%
(4)	あまりよくなっていない	11	2.9%
(5)	よくなっていない	4	1.0%
(6)	取り組みを知らない	202	52.7%
	無回答	12	3.1%
	計	383	100.0%

地域活動への参加について見てみると、「すでに参加している」(11.2%)、「今後参加したいと思う」(35.5%)、「参加したいと思わない」(45.7%)であり、参加・不参加の割合は半々でした。



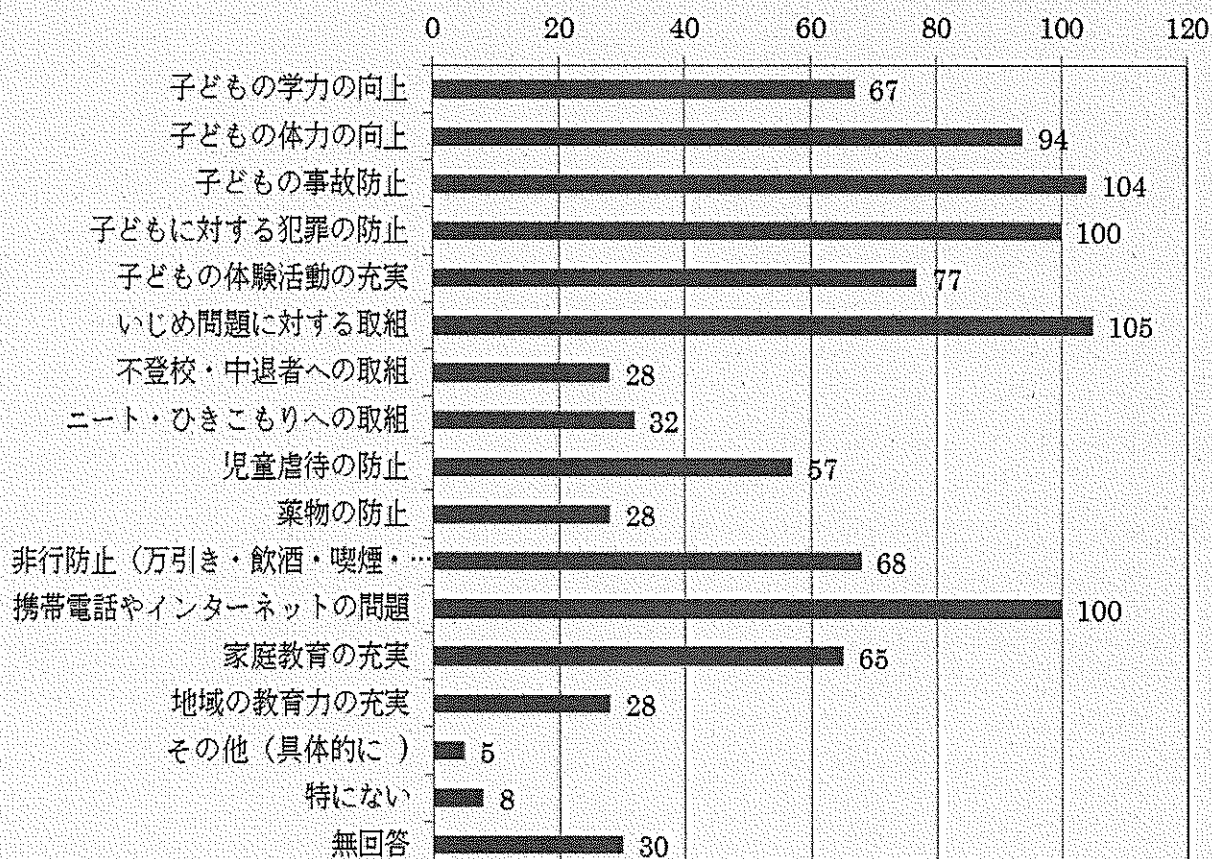
近所の子どもたちとあいさつしていると答えた人は72.8%と高い数値を示した。

## 近所の子どもたちとあいさつするか



市民意識調査における児童生徒の成長にとって必要な方策（複数回答）について見てみると、「いじめ問題に対する取組」が105人の回答数で一番高く、次いで「子どもの事故防止」（104人）、「子どもに対する犯罪の防止」（100人）、「携帯電話やインターネットの問題」（100人）という結果でした。

## 児童生徒等の成長に必要な方策



## 9 青少年の携帯電話・スマートフォンの所有率及び所有機種

平成 27 年度内閣府の実施した「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、この 5 年間にスマートフォンの所有率は飛躍的に増加し、平成 27 年では小学生(23.7%)、中学生(45.8%)、高校生(93.6%)の所有率となっています。

### 総数

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
携帯電話・スマートフォンの所有率	52.6%	54.8%	59.5%	66.4%	68.3%
携帯電話の所有率	49.6%	35.1%	24.8%	20.2%	17.4%
スマートフォンの所有率	3.0%	19.7%	34.8%	48.8%	53.3%

### 小学生

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
携帯電話・スマートフォンの所有率	20.3%	27.5%	36.6%	46.1%	50.2%
携帯電話の所有率	20.3%	25.4%	30.6%	32.6%	30.9%
スマートフォンの所有率	—	2.1%	6.0%	17.1%	23.7%

### 中学生

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
携帯電話・スマートフォンの所有率	47.8%	51.6%	51.9%	60.4%	60.9%
携帯電話の所有率	45.2%	38.6%	26.2%	21.4%	17.1%
スマートフォンの所有率	2.6%	13.0%	25.8%	41.9%	45.8%

### 高校生

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
携帯電話・スマートフォンの所有率	95.6%	98.1%	97.2%	95.2%	96.7%
携帯電話の所有率	88.8%	43.3%	16.1%	5.5%	3.9%
スマートフォンの所有率	6.8%	54.8%	81.1%	90.7%	93.6%

(平成 27 年度 内閣府青少年のインターネット利用環境実態調査)

# 佐倉市青少年問題協議会委員名簿

任期 平成26年7月5日から 平成29年7月4日まで

	選 出 区 分	選 出 根 拠	委 員	備 考
1	市 長	第4条第2項	蕨 和 雄	会 長
2	教 育 長	〃	茅 野 達 也	副会長
3	副 市 長	第2条第2項第1号	利 根 基 文	
4	市教育委員会委員	第2条第2項第2号	関 山 邦 宏	佐倉市教育長職務代理者
5	市の事務部局の関係職員	第2条第2項第3号	織 田 泰 暢	佐倉市健康こども部子育て支援課長
6	市教育委員会の事務局の職員	第2条第2項第4号	諸 根 彦 之	佐倉市教育委員会指導課長
7	警察関係職員	第2条第2項第5号	小 菅 広 計	佐倉警察署長
8	家庭裁判所の職員	第2条第2項第6号	小 林 愛 子	千葉家庭裁判所佐倉支部長
9	社会教育委員	第2条第2項第7号	木 原 義 春	佐倉市社会教育委員会議議長
10	民生委員・児童委員	第2条第2項第8号	劔 地 平 子	佐倉市民生委員・児童委員協議会副会長
11	保 護 司	第2条第2項第9号	佐 藤 英 男	保護司会佐倉市分会顧問
12	社会福祉協議会運営委員	第2条第2項第10号	兼 坂 誠	佐倉市社会福祉協議会事務局長
13	小学校長	第2条第2項第11号	市 村 尚 義	佐倉市立佐倉東小学校長
14	中学校長	〃	中 臺 信 夫	佐倉市立臼井中学校長
15	高等学校長	〃	石 井 久 雄	千葉県立佐倉西高等学校長
16	高等学校長	〃	安 西 啓 雄	千葉県立佐倉東高等学校長
17	青少年相談員	第2条第2項第12号	岩 崎 久 美 子	佐倉市青少年相談員連絡協議会会計
18	識見を有する者	第2条第2項第13号	杉 戸 一 寿	印旛健康福祉センター長
19	〃	〃	新 堀 直 人	成田公共職業安定所長
20	〃	〃	秋 本 良 治	少年警察ボランティア佐倉地区連絡長
21	〃	〃	片 岡 正 臣	佐倉市青少年育成市民会議会長
22	〃	〃	阿 部 アオイ	佐倉市子ども会育成連盟副連盟長
23	〃	〃	冨 永 三 咲	佐倉市体育協会理事長
24	〃	〃	遠 藤 知 子	佐倉市スポーツ推進委員副委員長
25	〃	〃	錦 織 一 久	佐倉市PTA連絡協議会 弥富小学校PTA会長
26	〃	〃	新 田 司	千葉敬愛短期大学准教授
27	〃	〃	梅 田 美知子	佐倉市人権擁護委員



平成28年度 佐倉市青少年育成本部委員名簿

平成28年8月1日現在

	選出区分	選出根拠	委 員	備 考
1	市長	佐倉市青少年育成本部規程 第3条第2項	藤 和雄	本部長
2	教育長	佐倉市青少年育成本部規程 第3条第3項	茅野 達也	副本部長
3	企画政策部長	佐倉市青少年育成本部規程 第3条第4項第1号	山辺 隆行	
4	総務部長	〃	飯島 弘	
5	税務部長	〃	小川 智也	
6	市民部長	〃	出山 喜一郎	
7	福祉部長	〃	井坂 幸彦	
8	健康こども部長	〃	青木 和義	
9	産業振興部長	〃	荒井 孝	
10	環境部長	〃	田辺 茂彦	
11	土木部長	〃	阿部 修	
12	都市部長	〃	石倉 孝利	
13	教育次長	〃	上村 充美	

### 第3次青少年育成計画策定部会委員名簿

任期 平成28年9月28日～平成29年3月31日

	部	所属	補職	氏名	備考
1	企画政策部	秘書課	主査	岩井 好弘	
2	"	企画政策課	副主幹	和田 泰治	
3	総務部	人事課	副主幹	松澤 則寛	
4	税務部	市民税課	副主幹	三室 隆行	
5	市民部	自治人権推進課	主査	小田 賢治	
6	福祉部	社会福祉課	副主幹	櫻井 裕樹	
7	"	障害福祉課	主査	日暮 登	
8	健康こども部	子育て支援課	副主幹	牛玖 幸一	
9	"	健康増進課	副主幹	豊福 啓子	
10	"	生涯スポーツ課	主査補	猪股 夏樹	
11	産業振興部	農政課	主幹	岩井 一徳	
12	"	産業振興課	副主幹	榎 啓幸	
13	環境部	環境政策課	副主幹	近田 小百合	
14	土木部	道路維持課	主査	田中 淳一郎	
15	都市部	公園緑地課	主査	大和田 正美	
16	危機管理室		主幹	泉水 稔	
17	教育委員会	教育総務課	主査	菅原 敬太	
18	"	学務課	主幹	前原 美智雄	
19	"	指導課	主幹	相蘇 重晴	部会長
20	"	社会教育課	社会教育主事	松橋 義己	
21	"	文化課	副主幹	柴田 芳彦	



第3次佐倉市青少年育成計画

(平成29年度～31年度)

平成29年3月

佐倉市健康こども部児童青少年課

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97

TEL 043-484-6190

FAX 043-486-2118